

○午前10時開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

渡 部 茂 君

あくつ 広 王 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

を行います。

昨日に引き続き代表質問を行います。

ご指名申し上げます。

石田しんご君。

〔石田しんご君登壇〕

○石田しんご君 私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、代表質問を行います。

昨日、濱野区長から施政方針が述べられ、平成31年度一般会計予算を過去最大の前年度比プラス7.5%となる約1,877億5,400万円とし、長期基本計画の策定を前に次なる一步を踏み出すための積極予算とし、品川区のさらなる発展に向け決意が示されました。また、「にぎわい」「防災」「福祉・健康」「子育て・教育」の4つの分野を重点施策と位置づけ、強化し、施策を進めていくと方向性も示されました。そこで、施政方針を踏まえ、公契約条例、新たな時代への取り組み、まちづくり、東京2020オリンピック・パラリンピック、防災対策、子育て・福祉、そして教育について質問してまいります。

まず初めに、公契約条例についてお伺いします。

東京23区においては、世田谷区や目黒区など5区で条例が制定されており、要綱での実施が港区などで7区、一部実施が文京区など2区でそれぞれ取り組まれています。品川区においても、先月の総務委員会で4月から要綱による運用を開始し、来年度中に条例検討をする旨報告がありました。我が会派からはこれまで何度もこの件に関して求めてきたので、大きな一步を踏み出したことは高く評価します。しかしながら、その報告の中で幾つか気になったことがありますので、以下3点質問します。

1点目は、労働環境チェックリストについてです。労働環境の確認に関する要綱において労働環境チェックリストが提出されますが、煩雑な事務にならないようにすることと、二重帳簿のようなことにならないようにすることが求められますが、区の考えをお聞かせください。

2点目は、関係団体等を加えた検討会設置についてです。さまざまな方の意見を反映させる必要があることから、学識経験者をはじめ、社会保険労務士や経営者、労働者など各種関係団体を加えた条例制定に向けた検討会の設置を求めますが、区のご見解をお聞かせください。

3つ目は、これまでの調査研究結果についてです。これまで我が会派としても、何度となく公契約条

例に関しては質問や提言をしておりました。その都度、条例制定の考えはないが、さまざまな取り組みなどを行っていくと答弁がありました。区としてこれまでどのような調査研究を行ってきたのか、また、その結果についてお知らせください。

次に、新たな時代への取り組みについてお伺いします。

初めに、長期基本計画についてです。平成21年度から本年度までの10か年の長期基本計画が本年度で終了します。現在、品川区長期基本計画策定委員会が設置され、先月に第1回の会議が開かれました。区は、長期基本計画は基本構想を具体化するために行う施策と実現の方向を明らかにしたものとしています。今の基本構想が策定された際、その前のものが20年前のものであり、時代の変化などを踏まえて策定されました。新しい基本計画を策定するに当たっては、これまでの検証とビジョン、ミッションが必要不可欠と考えます。そこで質問です。これまでの計画においてどのように検証を行い、今後の計画にフィードバックしていくのかお知らせください。また、ビジョン、ミッションはどのように定めていくのか、基本構想についてもご所見をお聞かせください。

次に、SDGsについてです。SDGsとは持続可能な開発目標であり、2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。国でも、SDGs推進本部が3本の柱を中核とするSDGsモデルに基づくアクションプラン2019を示しています。また、各企業や団体も取り組み出しています。そこで質問です。長期基本計画や区立学校教育要領、予算や各事業などにどのように取り込んでいくのか、区のご所見をお聞かせください。

次に、人生100年時代への取り組みについてです。超長寿社会を迎える日本では、教育・仕事・老後のような単線型ではない、多様な人生の再設計をどうするかを考えていかなければならないときが迫っています。子どもから高齢者、全ての人が元気に活躍でき、安心して暮らす社会にするためには、区単位においても考えていかなければなりません。そこで質問です。区としてどのように捉えているのか、また、どのように取り組んでいくのか、ご所見をお聞かせください。

次に、AIなど最新テクノロジーの活用についてです。区長の施政方針の中にもこれについてはさまざまに取り組んでいくことが示されました。さまざまな課題解決にもつながる最新の科学技術の発展を官民挙げて応援するシステムの構築が必要だと思います。また、社会システムや人々のライフスタイルを次世代型に変えていくためにも、区の実践はとて重要だと思います。そこで質問です。来年度予算にも幾つか盛り込まれていますが、情報収集をどのように行っているのか、そしてどう活用していくのか、また、各課の連携体制はどのように行っているのか、あわせてお知らせください。

次に、時代に即した条例改正などの取り組みについてです。国や東京都が法律や条例を変更したときや、区単独でも必要が生じたときにはその都度条例改正がされていることは承知していますが、時代は早く、そして大きく変わっていく今の時代には、昔に制定した条例などに不備などが生じている可能性があります。そこで質問です。今ある全ての条例について点検、必要があれば見直しをするときに来ていると思いますが、区のご所見をお聞かせください。

次に、ダイバーシティへの取り組みについてです。もとは社会的マイノリティの就業機会拡大を意図して使われることが多かったが、現在では性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントについて使われています。そこで質問です。今後、全ての事業においてダイバーシティの視点が重要になっていると

と思いますが、区のご見解をお聞かせください。

最後に、情報社会における情報公開についてです。橋下徹元大阪市長が在籍中に市職員と個別に交わした庁内メールを市が開示しなかったのは不当だとして、大阪の弁護士が非開示決定の取り消しを求めた訴訟において市側が敗訴した事例も踏まえて、公文書のあり方については、非公開情報などの線引きを含め取り組んでいかないといけないと考えます。そこで質問です。区ではどこまでを公文書として取り扱いをしているのかお知らせください。また、その公開についてもあわせてお聞かせください。

次に、まちづくりについてお伺いします。

初めに、羽田新ルートについてです。先月、新聞報道等で日米両政府が来年の東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて羽田空港の発着便を増やすため、米軍横田基地が航空管制を行う空域を通過する飛行ルートを新たに設定することで近く合意するとありました。区内においても説明会などが開催されていますが、まだまだ区民の理解が得られているとは言えない状況だと思います。そこで、区としてもさまざまな取り組みをしていくべきだと考えます。国や東京都をはじめ、関係近隣区との連携は不可欠です。また、松原仁衆議院議員が国会においても質問されている成田空港との一体的運用案など、対案などを示しながら見直しを含め取り組むことが必要だと思います。

そこで質問です。国、東京都、関係近隣区との連携体制はどのようになっているのかお知らせください。そして、区はどのように情報を把握しているのか。区民に対してどのように情報発信をされていくのか。今後の取り組みについてあわせてお知らせください。また、先ほどお伝えしたような対案などを検討、提案していくこともとても重要と考えますが、区のご見解をお聞かせください。

次に、マンションなどの建てかえについてです。品川区には多くのマンションが建てられています。その中には、近い将来建てかえをしなければならない物件も数多く存在すると思います。戸建てと違い権利者も複数で、複雑な案件も出てくることでしょう。また、建てかえるに当たってはさまざまな支障も出てくるのが想定されます。そこで質問です。区として民間のマンション等への建てかえについてどのような認識を持っているのか。そして、今後どのように取り組んでいくのか。また、助成などの制度の創設などについてのお考えもあわせてお答えください。

次に、コミュニティバスについてです。品川区においても導入に向けて検討に入るとするのは高く評価します。区民の期待も高い中、いつ導入されるかとても関心も高まっています。環境に配慮したバスや最新テクノロジーを駆使したバスなど、ハイスペックな交通手段になることも期待しています。そこで質問です。今後どのような検討をされていくのでしょうか。また、スケジュールについてもあわせてお答えください。

最後に、商店街などの暴走車対策についてです。ことしの元旦に原宿の竹下通りで軽自動車暴走した事件は、まだ記憶に新しいところです。近年、商店街など人が多く往来するところでの車による事故・事件が多くあります。品川区にはとてもにぎわいを見せている商店街が多くあります。現在でもにぎわう時間帯には障害物を置き、通行止めをしている商店街がありますが、対応が十分とは言えないのが現状ではないのでしょうか。そこで質問です。区として今後どのように取り組んでいくか、お考えをお聞かせください。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックについてお伺いします。

初めに、品川の魅力発信についてです。区では、シティプロモーションをはじめ、SNSなどを活用して品川区の魅力を発信しています。いよいよオリンピック・パラリンピックの開催が迫っている中、さらなる発信が必要だと思います。外国人と日本人では魅力と思う感覚も違い、それぞれの対応が必要に

なります。そこで質問です。魅力発信には日本人向けと外国人向けの2つが必要だと考えますが、どのように今後取り組まれていくのでしょうか、お知らせください。

次に、選手と区民の交流についてです。これまでも区ではスポーツを通じてさまざまな交流事業に取り組まれていると思います。もちろんそれは大事な取り組みであって、今後も引き続き取り組んでいただきたいですが、もっといろいろな区民を巻き込むには、スポーツのみならずさまざまな交流があるとよいと考えます。例えば一緒に野菜をつくって、収穫して一緒に食べるなどの交流は、子どもたちや高齢者の皆さんとの交流にもなると思います。そこで質問です。区内開催競技の選手たちと区民などとの交流についてどのように取り組まれていくのでしょうか。スポーツ交流のみならずさまざまな交流を実施して、開催後も関係を構築できるように取り組むべきだと考えますが、ご所見をお聞かせください。

次に、文化プログラムについてです。品川区内ではたくさんのお祭りやイベントが行われています。行われている催事を中心にプログラムへの推進を図っていくべきだと考えます。しかしながら、オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムにはいろいろと制約があるやにも聞いています。そこで質問です。品川区では文化プログラムにどのように取り組まれていくのでしょうか、お知らせください。

最後に、ボランティアへの参加促進と育成についてです。昨年からはボランティアの募集などが開始され、多くの方が応募しているようです。品川としても独自のボランティアを募集するように聞いています。そこで質問です。区としてボランティア人材の確保と育成についてどのように取り組まれていくのでしょうか、お知らせください。

次に、防災対策についてお伺いします。

初めに、自然災害シミュレーションについてです。昨年は1年をあらわす漢字1文字に「災」が選ばれるほど、全国的に災害が多い年でした。東京においても今後30年以内に70%の確率で直下型地震が発生すると言われ、また、集中豪雨をはじめとする水害の被害も多く起こっています。減災をする方法の1つとしてシミュレーションがあります。そこで質問です。自然災害シミュレーションについて、これまでとこれからの取り組みをお知らせください。

次に、ごみの処理についてです。災害時には、避難所や家庭、企業などで発生する一般廃棄物について確実に収集されることは、衛生面や復興に向けてとても重要だと考えます。そして、災害時には清掃一部組合だけでは対応できないことも想定されるので、民間の製造業者との連携もとても重要と考えます。そこで質問です。災害時における一般ごみの収集についてどのような連携がとられているのか、お聞かせください。また、民間事業者などとの協定などは結ばれているのか、あわせてお聞かせください。

次に、避難所運営についてです。現在、区では避難所運営マニュアルの改訂作業に取り組まれていると思います。来年度予算においてもさまざまな取り組みが計上されています。災害時において避難所はとても重要な拠点になる施設です。しっかりと機能させるためにも、マニュアルはとても重要です。そこで質問です。避難所マニュアルの改訂において、女性の視点やペット対策、防犯対策などさまざまな意見、要望が出されていると思いますが、どのように反映がされているのかお聞かせください。また、改訂のスケジュールについてもあわせてお聞かせください。

次に、連絡体制についてです。災害時での連絡体制の構築はとても重要です。特に通信網が遮断されている可能性もあるので、さまざまな想定をしなければなりません。また、町内はもちろんのこと、協定を結んでいる各種団体との連携をとるにしても、まずは連絡がとれるのかが大きな鍵になります。そこで質問です。災害時における町内と外部におけるそれぞれの連絡体制についてお聞かせください。

最後に、防災訓練と人口増加やまちの変化に伴う対応についてです。区では、これまでも各地域での防災訓練や一斉訓練などに取り組まれているのは承知しています。しかしながら、人口増加やまちの変化に伴う訓練や対応が今後必要になっていると考えます。そこで質問です。これまでの同一的な訓練ではなく、各地域に合った訓練内容が今後ますます必要になっていくと思いますが、区のご所見をお聞かせください。また、人口増加やまちの変化に伴う対応対策が必要だと考えますが、区のご所見をお聞かせください。

次に、子育て・福祉についてお伺いします。

初めに、児童相談所についてです。品川区でも児童相談所設置に向けて動き出しているのは承知しています。私は、区で設置する理由として、児童虐待の認知件数増加と不足する職員体制への対応、子ども家庭支援センターとの二重行政的体制の解消、関連する福祉・教育部署との連携強化などがあると思います。しかし、区単独の設置には幾つかの課題もあると感じています。

そこで質問です。現在、品川区では区内に児童相談所の設置に向けて取り組んでいますが、これは都からの移管なのか、それとも独自の設置なのか、どのように設置をされていくのか、ご所見をお聞かせください。また、人材の確保についてどのように取り組みをしているのか。また、人材育成などについて今後も含め取り組みについてお聞かせください。

厚生労働省は、児童虐待防止に向けて、全ての児童相談所に弁護士、医師、保健師を配置する方向で検討を進め、3月中に関連法改正案の国会提出をめざしていると聞いています。そこで質問です。弁護士の常勤設置が議論されていますが、実務的に難しいと思います。弁護士会での輪番制などが現実的と考えますが、区のご所見をお聞かせください。

次に、風疹についてです。風疹が流行していることから、区では、妊娠を希望する女性などには風疹抗体検査と風疹ワクチン接種の助成が行われています。特に流行が多い世代が30代から50代の男性にも拡大するという事です。この世代は働き盛りでなかなか時間もなく、検査等を受ける機会が限られています。せっかくいい事業を行っていても知ってもらえない、受けてもらえないでは残念です。企業の協力などを得て、健診時などでの周知や検査が効果的と考えます。そこで質問です。対象者に対してどのようにアプローチをするのか、また受診、接種に向けてどのように取り組もうとしているのか、あわせてお答えください。

次に、インフルエンザ集団接種についてです。昨年もインフルエンザが流行し、学校などでは学級閉鎖などがありました。学級閉鎖をした場合、中低学年の保護者は会社を休まなければならないこともあります。また、自宅待機した元気な子どもが学級閉鎖明けには感染することもあります。子どもがインフルエンザにかかり、その後親がかかるというケースもよく耳にします。社会的損失も非常に大きく、改めて小中学生における集団接種の検討をするべきだと考えます。そこで質問です。ここ最近の小中学生におけるインフルエンザ予防接種の接種率と学校における閉鎖などの影響についてお聞かせください。また、集団接種についてのご見解もあわせてお聞かせください。

次に、障害者雇用についてです。昨年、省庁および地方自治体において、障害者手帳の交付に至らないなど障害者に該当しない者を障害者として雇用し、雇用率を水増ししていた問題が発覚されました。区はもちろんのことですが、区と関係の深い外郭団体などでの雇用についても、積極的に障害者雇用に取り組んでいただきたいと思います。そこで質問です。区役所や外郭団体における障害者雇用状況についてお知らせください。また、外郭団体などへの雇用促進についてもあわせてお聞かせください。

次に、保育園の入園状況についてです。品川区では平成22年度から緊急対策として積極的に待機児童

対策に取り組んでこられ、30年度には実質的な待機児童解消を果たしてきました。しかしながら、今後も人口増、女性活躍、国の無償化などによる保育需要は一定増えていくのではないかと思います。そこで質問です。来年度の入園状況、今後の見通しについてお知らせください。また、在宅子育て支援の比率もあわせてお答えください。

次に、高齢者施設の入所、利用状況についてです。現在、品川区での高齢化率は20.7%であり、区の最新の人口推計では20年後には24.5%になると予想されています。引き続き施設整備をはじめとする対策が求められます。そこで質問です。特別養護老人ホームの待機状況や各種高齢者施設における入所、利用状況についてお知らせください。また、今後の見通しとその対策についてもお答えください。

最後に、教育についてお伺いします。

初めに、生徒指導についてです。先月、ツイッターに投稿された動画により、とある学校で起きた教師による暴力事件が世間を騒がせました。私も動画を拝見しましたが、いろいろな思いがこみ上げてきました。ネット上においても賛否さまざまな意見を散見しました。私は、このことにより教師が生徒に対して諦めの教育にならないか心配です。そこで質問します。挑発する生徒や何度注意をしても聞かない生徒などへの指導について、どのようにすることを教職員に対して伝えているのか、また、そのような生徒への対応についてどのように取り組まれているのか、あわせてお答えください。

次に、性教育についてです。先日、東京都教育委員会は、教員向けの性教育の手引に中学の授業で学習指導要領の範囲を超えて避妊や人工中絶を扱う場合の具体例を明記するという報道を耳にしました。昨年の東京都の調査では、指導要領を超えた内容の授業をしている中学校は9%にとどまる一方、多くの校長先生が指導要領外の指導も必要と回答していました。品川区においても、保護者の理解や産婦人科医などの協力のもと、発展的な性教育が行われることを求めます。そこで質問です。現在、品川区では学習指導要領を超える発展的な内容についてどのように取り扱っているのか、また、今後のお考えもあわせてお答えください。

次に、朝御飯についてです。文部科学省による2018年度の全国学力・学習状況調査で朝食を食べない小学生が増えていることがわかりました。18年度の欠食率は5.5%であり、前年度に比べ0.9%増、推進基本計画を策定した15年度と比べると1.1ポイント悪化しています。また、食べない理由の1割が、そもそも朝食が用意されていないとの回答もあります。学校での働きかけに加え、家庭を巻き込んだ食育に力を入れる必要があります。そこで質問です。子どもたちの朝食摂取率の現況とその対策についてお聞かせください。

次に、いじめ対策についてです。品川区でも、カウンセラーの派遣をはじめ、さまざまな防止対策に取り組まれていると思います。いじめの防止対策に最も必要なのは、やはり子どもたちへの教育です。現在のいじめは昔と違って大人に見えないようになってきています。いじめ防止という視点で見れば、まず初めは、子どもたちの中で解決することがいじめを長引かせないことにつながるのではないのでしょうか。それには、自分の意見を持ち、主張できる子どもの育成です。そこで質問です。自分の意見を持ち、主張できる子どもを増やすことがいじめ対策に効果があると思いますが、どのように取り組まれているのでしょうか、お知らせください。

最後に、次世代教育についてです。区では次世代教育にも力を入れて、プログラミング教育やタブレット端末の導入などに取り組んでいます。新しい教育方法でもあるので、しっかりと検証をして、デメリットを減らし、メリットを生かしてさらに拡大をしていっていただきたいと思います。そこで質問です。品川区の幾つかの学校ではタブレット端末を導入していますが、どのように検証されているのか、

また、導入効果をどのように捉えているのか、今後の展開を含めお答えください。

以上をもちまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ぜひ前向きなご答弁をよろしく願っています。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、新たな時代への取り組みについてお答えいたします。

初めに、長期基本計画についてですが、平成29年度より各施策の成果と課題を指標を用いて評価・検証するとともに、新計画における課題や施策の方向性について検討してまいりました。これらの課題や方向性をもとに策定委員会でご議論いただきながら、新計画において区の果たすべき役割を定めてまいります。なお、区のビジョンを示す基本構想につきましては、今後も各施策を貫く区政運営における基本姿勢であると考えております。

次に、SDGsについてですが、「持続可能」や「誰一人取り残さない」という基本的な考え方は、今後の計画策定や政策立案において重要な視点になるものと認識しており、まずは可能な限り目標を指標化していくことなどから取り組みを進めてまいります。

次に、人生100年時代についてですが、老年人口が今後一貫して増え続けるとの推計にもあらわれているように、地域の担い手としての高齢者とさまざまな福祉需要がそれぞれ高まるものと捉えております。そのため、高齢者が安心して暮らすための施策や健康長寿社会に向けた取り組みを進めるとともに、生きがいや新たな働く場の創出を支援していくことなどが重要であると考えております。

次に、AIなど先端技術の活用についてですが、まず先端技術に関する情報収集につきましては、民間で行われている研修やセミナー、事業者とのヒアリング、23区課長会など、さまざまな場面で行っております。今後は、AI等の導入により、業務の効率化や区民サービス向上への効果が大きな業務から導入を進めてまいります。また、連携体制につきましては、情報推進課を中心に各所管が収集した情報の共有を図るとともに、導入検討をしている先端技術について計画の段階からサポートするなど、連携を図っております。

次に、条例についての点検・見直しであります。法改正などにより既存の各条例等の規定に影響を及ぼさないかの確認につきましては常日ごろから行っておりますが、今後も世の中の状況との整合性についても点検を続けてまいります。

次に、ダイバーシティへの取り組みについてですが、さまざまな違いや多様な価値観を受け入れ、誰もが自分らしく生き生きと暮らし、活躍し、認め合う社会を築いていくことは、今後の事業展開においても重要な視点であると認識をしております。

最後に、公文書とは職員が職務上作成または取得した文書、図画および電磁的記録等で、組織的に用いるために保有しているものであると考えております。その公開に当たりましては、品川区情報公開・個人情報保護条例等の定めに基づき、適切な運用に努めているところであります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、教育についてお答えいたします。

初めに、生徒指導についてですが、指導に当たる教職員に対しましては、若手教諭研修会や養護教諭研修会等の機会において、アンガーマネジメントを扱い、怒りをコントロールする必要性などを伝えております。問題行動を繰り返す生徒への対応といたしましては、その子の持つ特性や行動の背景を十分に理解した上で、他機関との連携も含め組織的にかかわるようにしております。

次に、性教育についてです。本区におきましては、学習指導要領に示された内容を確実に指導するとともに、心身の成長、発達による個人差を鑑みて、保護者の理解を得ながら、個別やグループ等での対応をしております。都による指導の手引の改訂内容や今後の動向につきまして注視してまいります。

次に、朝御飯についてです。今年度の本区児童・生徒の朝食摂取率は、「朝食を毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と肯定的な回答をした6年生が94.1%、9年生で90.2%となっています。朝食摂取は発達期の児童・生徒にとって大切なものであり、教育委員会では、「早寝・早起き・朝ごはん」などを扱った家庭教育ブックを全家庭に配布しているところです。引き続き家庭訪問や面談等の機会を通して個々の家庭へ働きかけるとともに、家庭教育学級等での食育の充実も図ってまいります。

次に、いじめ対策についてです。議員ご提案の内容は、これからの時代を生き抜く児童・生徒の資質、能力として重要な要素の1つであり、学校ではコミュニケーション能力等を育むことを狙いとする市民科の人間関係形成領域において、賛成・反対の立場で意見を述べたり、相手を説得したりするための手法を学んでいます。また、いじめをなくすためにはどうすればよいのかについて自らが考えを持ち、異学年で意見を交流する機会を設けるなどして、児童・生徒一人ひとりが主体的に行動する意識や態度を育ててまいります。

最後に、次世代教育についてですが、区立学校のうちICT推進校には全ての児童・生徒にタブレット端末を配布するとともに、その他の学校においてもコンピュータ室の端末をノートパソコンからタブレットに置きかえました。また、推進校では、1人平均1日1時間程度タブレットを使用しており、学習ソフトであるトータル学習システムのほか、インターネットを利用した調べ学習や動画等による記録撮影などの機能を活用しています。今後は、学習意欲の向上や機器操作のスキルアップなどの成果を踏まえて、新たな学びとなるプログラミング教育への展開なども見据えつつ、学習におけるICT利用の拡大につなげてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、公契約条例のご質問にお答えします。

区ではこれまで、契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮するため、予定価格の事前公表や総合評価方式導入などによりダンピング受注を排除するとともに、工事契約においては建設業退職金共済制度への加入や同共済適用の旨の掲示などを求め、労働条件等の確保に努めてまいりました。

さらなる労働環境の整備を推進するため、平成31年4月1日より品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱を適用する準備を進めております。同要綱において労働環境チェックシートの提出を契約の相手方に求め、賃金や各種保険加入の状況を確認していく予定です。このチェックシートの作成に当たっては、事業者の負担を少なく、必要な内容を取得できるよう項目を精査しているところです。また、記載内容に虚偽や不適切な扱いがあると認められた場合には、契約の相手方に対し改善を指示し、改善が見られない場合は指名停止などの措置をとることができるようにしてまいります。

次に、検討会設置についてですが、条例を検討する際には、経営者、労働者それぞれの意見や学識経験者等の助言等、さまざまな角度からの検討が必要であると認識しております。関係団体等からの要望、意見や他区の事例などを踏まえ、検討してまいります。

最後に、調査研究についてですが、区では他の区市の条例や要綱の制定、運用状況を調査し、条例と要綱の比較、メリット・デメリット等を検討してまいりました。23区では5区が条例、7区が要綱を制定運用してきた中で、品川区では要綱により労働環境の状況を確認することとしたものです。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、まちづくりについてお答えいたします。

初めに、羽田空港の機能強化についてですが、連携や情報の把握につきましては、都が開催する関係区市連絡会幹事会において情報共有し、連携も図られているところでございます。区民への情報発信につきましては、本来は国の責務で行うべきでございますけれども、区も区有施設でのパンフレットの配布など、必要な情報発信を行っているところでございます。また、国に対しさまざまな手法による丁寧な周知を求め中、区内鉄道駅へパンフレットが配布されるなど拡充が図られたところでございます。引き続き区民へのよりきめ細やかな周知を行うよう国へ求めてまいります。

次に、対案についてですが、国は、羽田空港の機能強化に際し、成田空港の機能強化もあわせて行うとしており、今後も技術の進展に応じ、環境影響に配慮した方策を模索するとしております。引き続き区民の安全・安心を優先した対応を国に求めていく考えでございます。

次に、マンション等の建てかえについてですが、区内マンションを含めた建物の適正な更新は、まちな環境保全のために重要であると考えます。現在、区では、マンションの建てかえや修繕に関する相談窓口の設置、アドバイザー派遣による支援を行っております。また、都ではマンションの適正な管理の促進に関する条例の制定が進められており、区といたしましては、マンションの個々の状況に応じた支援を進めてまいります。

次に、コミュニティバスについてですが、導入には既存のバス路線網との競合や財政負担のあり方などさまざまな課題もございますが、道路の現状調査も踏まえながら、運行ルートや事業スキームについて検討を進めてまいります。また、検討に当たりましては地域交通検討会を開催し、交通事業者や法制度を所管する運輸支局など関係官庁とも十分に協議を重ね、地域の声もお聞きしながら、地域公共交通のさらなる利便性の向上に向け取り組んでまいります。

次に、商店街などの暴走車対策についてですが、幸いなことに区内ではこうした事例はございません。区といたしましては、まず一番大切なことは、運転者による安全運転の確実な実行であると考えております。この実現のため、警察においては、交通安全キャンペーンや運転免許の更新の際に行う講習等により、厳しく指導が行われていると確認しております。また、商店街では、歩行者等の安全確保を目的として、車が進入しないように車止めの柵などを警察と協議し、さまざまな工夫の上設置しております。今後も、区といたしましては商店街や警察との連携を図り、安全対策に取り組んでまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、東京2020オリンピック・パラリンピックについてお答えいたします。

初めに、品川区の魅力発信についてですが、交通機関やSNSでの広告、この春開局するコミュニティFMも含めた各種広報媒体や各地で開催されるイベントを多角的、重層的に活用しながら、引き続き積極的に進めてまいります。また、外国人の意見を反映させたインバウンド向けのPRをさらに充実させていくほか、海外メディアを活用した魅力発信についても検討を進めてまいります。

次に、選手と区民の交流についてですが、区はこれまでホッケー、ビーチバレーボール、ブラインドサッカーの3競技を中心に競技体験会や教室を開催し、選手と区民が交流する機会をつくってまいりました。今後も引き続きスポーツを核にした交流を行うほか、多くの区民が興味を持てるような選手の国の文化や歴史を体感することができる交流等、多様な取り組みを検討してまいります。

次に、文化プログラムについてですが、区では平成29年度から国独自の文化プログラム認証制度を設け、区民や区内団体が主体の文化イベントに対し、今年度は36件の認証を行い、伝統文化の魅力発信な

どに努めてまいりました。「品川薪能」など区主催で大会組織委員会の認証が得られた事業については、公認文化オリンピックアードとして開催しております。今年度は、新たに文化プログラム事業への助成のほか、区内関係団体から成る品川文化芸術振興協議会を発足いたしました。各団体とも連携し、引き続き品川文化プログラムを推進してまいります。

次に、ボランティアへの参加促進と育成についてですが、区では独自ボランティア「しな助」を募集し、1月末現在で159名、20団体が登録しているところです。「しな助」は大会・都市ボランティアに比べて参加のハードルを低くし、多くの方が参加しやすいようにしております。また、ボランティア人材の育成につきましては、「しな助」主体の企画事業等多彩な取り組みを実行できるよう、オリンピック・パラリンピックのボランティア経験者の講演会やワークショップ等を実施してまいります。

[防災まちづくり部長藤田修一君登壇]

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、防災対策についてお答えします。

初めに、自然災害シミュレーションについてですが、区では、これまでも津波、洪水、高潮などの自然災害のシミュレーションに基づきハザードマップを作成するなど、災害対策に活用してまいりました。今後はさらに精度が向上し、詳細な分析が可能になることから、災害対策における重要性は増してくるものと考えております。

次に、ごみ処理における連携体制についてですが、災害時には広域的な対応が必要となるため、特別区災害廃棄物処理対策本部が設置されます。これにより23区、東京23区清掃一部事務組合、東京都、関係機関等との連絡・協力体制が構築されることとなっています。また、民間事業者との連携についてですが、収集運搬車両などを確保する必要があり、廃棄物処理を請け負う会社との間で災害時における協定を締結しています。

次に、避難所運営マニュアルについてですが、女性への配慮など、さまざまな視点を現在作成しているマニュアルの中に基本ルール、運営組織、施設配置などに記述をし、反映をしております。今後のスケジュールにつきましては、3月に完成させ、4月には各避難所に配備する予定です。

次に、連絡体制についてですが、庁内各部署間では、現在配備しているデジタル移動通信機器や携帯型IP無線機、PHSなどの連絡手段を活用することとしております。また、協定を締結している各種団体との連絡手段は固定電話や携帯電話のみであり、災害時の連絡がなくても独自の判断で活動する団体もありますが、その他の団体に対し災害時の協力を求める際は、職員の連絡によることとなります。

次に、防災訓練についてですが、ご指摘のように地域ごとに防災上の課題は異なり、また人口増加などでさまざまに変化する中、これらに応じた訓練は必要ではありますが、初期消火、応急救護、避難など共通的に訓練すべき内容もあり、地域の特性から総合的に判断して優先順位を定め、訓練内容を選定することが必要であると考えています。

[子ども未来部長福島進君登壇]

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、子育て・福祉についてお答えいたします。

まず児童相談所についてですが、法的に東京都からの児童相談所に関する事務の移管を受けることで、児童相談所を設置することができることになっています。したがって、品川区も都からの事務移管を受け、設置することとなります。

児童相談所の人材確保につきましては、これまでも児童相談所でのケースワークや心理診断などを担う職員の計画的な採用、東京都および横浜市の児童相談所への職員派遣を行っており、今後も継続してまいります。

常勤弁護士の配置についてですが、法的支援による子どもの最善の利益の確保や職員の法的専門性の向上を図るといった観点から、東京都や先行自治体の手法なども参考に、その確保等について検討してまいります。

次に、風疹についてですが、来年度から開始予定の39歳から56歳の男性を対象とする風疹抗体検査とワクチン接種ですが、対象者全員に制度開始前に個別にお知らせする予定です。また、これまでの予防接種の取り組みと異なり、企業での健診に風疹抗体検査を組み入れる等の新たな制度の導入を国が示しているため、その方針に沿って受けやすい機会の提供に努めてまいります。

次に、小中学生におけるインフルエンザ集団接種についてです。小中学生を対象としたインフルエンザ予防接種は任意接種のため、これまでの接種人数を把握できず、学級閉鎖との関連は明確ではありません。また、平成6年の予防接種法の改正で、予防接種は一人ひとりの子どもの体調に合わせて行うことが重要なことから、かかりつけ医等子どもの健康状態をよく把握している医療機関に保護者が子どもを連れて行き、接種を受ける個別接種方式を基本とすると定められたことにより、学校での集団接種は困難です。

次に、区における障害者雇用状況についてですが、地方公共団体の平成30年4月以降の法定雇用率は2.5%と定められており、平成30年6月1日現在の区における雇用率は、教育委員会事務局と合わせて2.64%でございます。外郭団体の雇用状況は把握しておりませんが、制度の趣旨について機会を捉えて周知し、働きかけてまいります。

次に、保育園の4月一次の入園内定者ですが、前年から263人、3件増の2,598件で、今後も保育需要は増加すると見込んでおり、引き続き認可保育園の開設等に取り組んでまいります。在宅子育て家庭の比率については、約30%と推計しております。

次に、高齢者施設の入所利用状況についてですが、区内にある特別養護老人ホームは、4月開設予定の施設を含め12か所、定員965人となっております。特養ホームの入所につきましては、年に2回の入所調整会議により優先順位を決め、順番に入所のご案内をしております。ここ数年の傾向としては、毎回約400人から500人の申し込みがあり、そのうち約80人の方が優先順位の高いA判定となっております。有効期間は6か月で、毎回約100人の方に入所していただいている状況です。

その他の施設系サービスとしましては、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアホームなどがあり、いずれも90%を超える利用率となっております。今後の対策といたしましては、サービスの需要を考慮した上で、地域密着型サービスを中心とした在宅・施設系サービスの拡充を図ってまいります。

○石田しんご君 自席より再質問をさせていただきます。

まず羽田の新ルートですが、区民の皆さんは、誰一人として品川区の上空を飛行機が飛んでほしいという人は僕はいないと思っています。ただ、仕方がないなと一定の理解をしている方たちはいるかもしれませんが、誰もがやっぱり自分のまちの上空を飛行機が飛んでもらいたくないという思いというのは、僕は一定あるのかなと思っています。

質問の中で、松原仁さんが提案をしている対案についても含めて、そういったものを国のほうにもしっかり求めていくべきじゃないかという質問をしました。しかし、答弁では、国が羽田と成田の両方を、全体の機能をやっていくんだ、拡大というのも含めてやっていくんだというご答弁でしたけど、そうじゃなくて、羽田の新ルートを見直すためにこういったものもあるんじゃないですかという具体的な案を示している中で、そういったものも含めて対案を示すというのは僕はやっぱり一定必要なのかなと思っ

ているので、その点は改めてご答弁をいただきたいなというふうに思います。

そして、オリンピック・パラリンピックですが、区民との交流です。私は具体的にも例を挙げてお伝えをしましたが、スポーツを通じての交流というのをやっているのは僕は理解しています。これは引き続き続けてほしいと思っていますけど、そうじゃなくて、例えばスポーツにそこまで興味がない人でも、オリンピック・パラリンピックに向けて区内で競技をする選手たちと交流が何かできるんだったら参加したいなという人もいますよ。そういう人たちにどういうふうな交流をさせてあげられるかといったら、僕は、例えば品川カブとか品川でやっている野菜づくりを1年前のイベントでやって、僕はちょっと専門家じゃないので収穫がどこまでの時期なのかわかりませんが、その収穫も一緒にして、例えばそこでそのものを一緒に食べるとかといった交流があると、スポーツを通じなくてもいろいろなオリンピック・パラリンピックに向けて交流が図れるんじゃないかなという質問でしたので、そこは改めてお答えください。

そして、児童相談所ですが、私は、移管なのか、移管じゃなくて区の独自の設置なのかお伺いしています。先ほどの答弁だと事務移管だということですが、では、いわゆる財源と人材については何も東京都との話し合いがなされていないのか。私は、移管なのか、独自設置なのかを聞いているので、そこはぜひ明確にお答えください。もし移管で財源も権限も人材もしっかりと区のほうで東京都に任せてもらえるのであれば、僕はどんどん進めるべきだと思いますが、そうでないんだったらしっかり東京都との検討をさらに進めるべきだと思いますが、そこは改めてお答えください。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 石田議員の再質問についてお答えいたします。

スポーツ以外の交流についてということで、具体的に野菜づくりというご提案でございますけれども、私どもは、スポーツ以外について過去例えばブラジルのブラインドサッカーの選手が来まして、そこで歴史館でお茶を披露して、それで茶道文化協会との交流をさせていただきました。そういう経験もございます。ですから、日程的に野菜を育てて、食べて、そういう時間のスパンというのもありますので、そこら辺は何かできるかということ十分に検討させていただきまして、幅広く交流をしていきたいというふうに考えています。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 羽田空港についてお答えいたします。

具体的な対案ということでございますけれども、現在、国から示された案、これは平成26年に示されて、その直後から区といたしましても、例えば現行の運行経路のままで効率的な運用をすることによって解決できないのかとか、そういったものについては提案をしてきたところでございます。ただ、国のほうでも、説明によりますとさまざまなルートの可能性について検証したということございました。

ただ、実際に区から対案を示すということにつきましては、例えば滑走路を効率的に運用するにはどうしたらいいとか、そういった技術的なものについてもまさに研究していかないとなかなか難しいものだと思います。また、他の空港、他の自治体の上空を通ったり、他の空港を利用したりする。こういったものについても総合的にどういった方法が一番ベストなのかということも、やはり技術的な検討も必要かと思えます。そういった意味から対案を具体的に示すというのは非常に困難なこととは思いますが、研究課題とさせていただければと思います。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 児童相談所についての再質問にお答えします。

移管なのか、独自設置なのかということでございますが、法的には事務の移管を受けて区が独自設置するということとなります。したがって、人材や財源は都から移管をするという状態には今なっていません。しかし、それらの移管につきましては区としては東京都に求めておりますので、今後も東京都との話し合いを続けてまいりたいと思っております。

○議長（松澤利行君） 以上で、石田しんご君の質問を終わります。

これをもって代表質問を終わります。

これより、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

新妻さえ子君。

〔新妻さえ子君登壇〕

○新妻さえ子君 品川区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

さらなる防災対策について、質問します。

昨年の世相をあらわす言葉は「災」の1文字であったように、最大震度6弱の大阪北部地震、西日本大豪雨、夏の猛暑、台風、そして北海道胆振東部地震と、「災害は忘れたころにやってくる」との言葉を覆すごとく災害の連続でありました。このような中、品川区は、これまで公明党が提案、要望を続けてきたブロック塀等の撤去費を全額助成することや軽量フェンスへの設置費の助成、そして2007年から繰り返し議会質問等で訴えてきた全小中学校と義務教育学校体育館へのエアコンの設置が実現することは大変に評価をいたします。また、今定例会での濱野区長の所信表明では、区政運営の基本方針に「にぎわい」「防災」「福祉・健康」「子育て・教育」の4分野を重点施策とし、防災対策強化が打ち出されており、区民の命を守る施策を期待するところです。

ここでは、昨年の台風、ゲリラ豪雨時に、立会川周辺において地域の方から寄せられた声をもとにお伺いいたします。質問の1点目は、津波・高潮対策についてです。現在、立会川には、上流から中流には、平成の初めに水位が上昇してもあふれ出る水を食いとめる役割として、青いパネルがつけられました。しかし、下流には設置されておられません。

昨年11月の決算特別委員会での質疑の中で、下流のほうの水位は潮の満ち引きによって上下するところがあり、洪水で大雨が降ってきて水があふれるということとはちょっと状況が違うということもあり、現状においては中流から上流の部分にこのパネルをつけたとの答弁がありました。さらに下流への設置においては、地域の声を聞きながら検討していくとの前向きな答弁でした。そこで、品川区は地域の声をどう受けとめ、どのように所管である東京都への働きかけを行っているのか、設置に向けての取り組み状況をお知らせください。

また、2017年10月23日に発生した台風21号に伴う高潮の発生を受け、立会川の河口部における高潮発生時の氾濫シミュレーションおよび避難基準の策定作業を進め、昨年10月、「立会川における高潮発生時の避難基準について」が建設委員会で報告をされました。これは、気象庁の高潮警報の発表および立会川鉄橋、通称ボラちゃん橋下に設置した水位計の水位に応じて品川区は避難情報を発令し、区民に避難を求めるものです。

住民の避難についてですが、これまでの災害時の避難に対する意識は、昨年7月の西日本大豪雨で岡山県倉敷市真備町を襲った洪水は、市が作成したハザードマップどおりの被害となり、51名の方がお亡くなりになるという大惨事となりました。このときに浸水した家からボートで救出された80歳の男性は、

このハザードマップを役所からの何かのお知らせの1つと思ったと話をしてしています。

この大豪雨では860万人に避難指示勧告が出されていましたが、実際に避難した人はわずか4万人、0.47%にすぎなかったとの結果が示されました。避難しなかった理由として、「ここは被災に遭ったことがないから大丈夫」、また「自分だけは大丈夫」との思い込みがあり、小さな出来事に過剰反応をせず心の安定を図る作用がある正常バイアスが働くようです。しかし、このようなことは、災害時などでは避難のタイミングを失う危険性が指摘をされております。神戸市にある人と防災未来センターの河田恵昭センター長は、これでは、情報を出す側が幾ら迅速・詳細を心がけていても実効性を確保できないと懸念をしています。

そこで、品川区においても立会川周辺の被害があると予測している地域の住民が日ごろから被害がイメージできるよう、水があふれ出すのはどれくらいの時間で、どう被害が広がるのかとの動画を作成し、地域の方へ見てもらい、さらに区のホームページ等に公開することを提案いたしますが、ご所見を伺います。

次に、避難ビルについてですが、民間の14か所目として勝島にある事業所と協定が結ばれました。意識を持つ人を増やし、防災力を高めるために、勝島地域のマンションや公務員宿舍等にも津波や高潮の避難ビルとして協定を結ぶ働きかけをしてはどうかと提案いたしますが、見解を伺います。

質問の2点目は、海拔標示板についてです。公明党が提案し設置された海拔標示板は2012年4月に東京23区初として設置され、これまでに区内600か所以上に設置されております。品川区は外国人の居住者が増加していることや、海外からの観光客等も増加傾向にあることなどから、誰でもすぐにわかるよう、文字だけではなくデザインで判断ができるもの、暗くても見えるようにする、また逃げる方向を矢印で示すなど工夫が必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に、災害時における避難所のトイレ計画について伺います。非特定営利法人日本トイレ研究所・加藤篤代表理事は、避難所のトイレにおいて問題提起し、まずはトイレの備えが重要であるとしています。大きな災害の後には必ずトイレ問題が起きます。阪神・淡路大震災時には兵庫県内の9割以上に当たる125万世帯で断水し、トイレが使えない状況となりました。東日本大震災は広域被害に遭ったことで、避難所に3日以内に仮設トイレが行き渡った自治体は34%でした。残念なことに熊本地震においても備えられていなかったため、最も困ったことが多目的トイレとの声が多くあり、どの災害でもトイレが問題となっています。そして、トイレは命にかかわる重要なことです。

熊本地震では、発災後6時間以内に73%の人が「トイレに行きたい」と答えた調査結果がありますが、避難所に来る被災者を誘導している間に使用してはいけないトイレが使用されてしまうことが考えられます。避難所においては、被災状況に応じて時間の経過とともに使用するトイレの順番があります。まずは学校トイレ、次に携帯トイレ、簡易トイレで初動対応し、必要に応じてマンホールトイレの設置や仮設トイレの調達をします。これらのことを避難所運営会議のメンバーが認識していることが重要と考えます。

そこで、まず初めに行うこととして、トイレが使えるかどうかのチェックが必要ですが、避難所運営会議メンバーがこのチェックの仕方を知らないとできません。現状では、このチェック体制がどのようになっているのかお聞かせください。また、今後の対応はどうされるのかお伺いいたします。さらに、避難所運営マニュアルにトイレ計画を反映させること、そして、改めてトイレの設置の訓練をしっかりと行うことを提案いたしますが、ご所見を伺います。

学校避難所において整備されているマンホールトイレの便座がかなり年数の経過した和式タイプであ

ることや、鍵がかからない、外からしかファスナーが閉まらず、1人では使用できない等々、誰もが使用しやすいとは言えないとの声があります。避難所の環境改善のためにも見直しを要望いたしますが、ご見解をお聞かせください。

次に、がん対策について質問します。

質問の1点は、AYA世代のがん患者への支援についてです。AYA世代とはAdolescents and Young adultsの略で、思春期および若年成人のことです。年代はおおむね15歳から30歳代の方をいいます。この世代のがん患者は全国で約2万人、がん患者全体に占める割合は約2.5%にすぎず、患者自身が孤独を感じることも少なくありません。また、疾患が多岐にわたることや進行が早いことが特徴です。そして、何よりがんという重い病と向き合いながら、進学や就職、また結婚、出産といった人生の転機を迎える時期でもあります。

このようなことから、AYA世代のがん患者やご家族にとって将来への不安ははかり知れず、中でも終末期の多くの患者は在宅での療養を望むものの、この年代は介護保険の適用外であり、各種サービスを利用するにも全額自己負担など、経済的に大きな負担を負わなければなりません。そこで、品川区がAYA世代のがんをどう捉えているか伺います。また、東京都は、都議会公明党の推進でAYA世代のがん患者への支援を始めています。人生の転機を迎える世代のがん患者への支援は手厚くあるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

質問の2点目は、区内企業社員へのがん検診の推進と相談についてです。品川区のがん教育においてご尽力くださっている東京大学医学部附属病院放射線科准教授である中川恵一先生は、著書の「がんの時代」の中で私はがんで死にたいと宣言し、突然死で死ぬのはごめんとし、がんとうまくつき合いながら自分らしく人生を締めくくることが理想だと言っています。その中川先生が昨年末、ご自身の膀胱がん手術を受けました。正直まさか自分が罹患するとは思われたそうですが、その体験から、日本人はもっと自分の体を大切にすべきと。また、日本人の2人に1人ががんになる時代。がんにかかることも前提にした人生設計も必要とも言われています。

今やがんは不治の病から治る病気へと変化していますが、働き盛りの方ががん罹患するということはリスクがあります。少し古いデータですが、2013年に厚生労働省が行った調査研究「がんの社会学」では、がん患者の34%が依願退職や解雇をされているという実態があります。私の身近でもがん罹患し、抗がん剤の治療を受ける中、仕事をやめざるを得なかった50代半ばの方が、何か自分でできることはないかと日々身の置きどころを模索し、悩んでいます。

区内の中小企業は、経済センサスの2016年の活動調査結果によると、約2万人の事業所、37万3,000人を超える従業員がいます。調査と同じ年の12月にはがん対策基本法が改正され、第8条に「事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努める」と明記されました。

前述の中川先生がアドバイザーボードを務めるがん対策推進企業アクションは、厚生労働省の委託事業で、社員とその家族のために会社が始めるがん対策として、がん検診の受診を推進する冊子を発行しています。その中には、企業が取り組める3つのがん対策として、がん検診の受診を啓発すること、がんについて会社全体で正しく知ること、がんになっても働き続けられる環境をつくることを挙げています。そこで、このがん対策推進企業アクションの冊子を区内企業へ配布をしたらどうかと提案いたします。

また、時代の変化に伴い、働く方のがん患者が増加傾向にあります。その理由の1つに、女性の社会進出と定年延長が挙げられています。現在、健康に関する総合相談窓口として、区内3か所の保健セン

ターで子どもから大人までの各種健康相談が保健師や相談員によって行われていますが、がんについての知識を持った保健師がいることで、がん患者にとっては安心して相談ができると考えますが、ご所見を伺います。

また、労働問題や社会保険を専門とする社会保険労務士、いわゆる社労士は、がん患者への就労継続のアドバイスや傷病手当の申請、障害年金などの行政に関する手続の支援などを行っています。品川区でも就労の専門家への相談体制を整えてはどうかと提案いたしますが、ご見解を伺います。

次に、教育について質問します。

質問の1点目は、「しながわ働き方ルネサンス」についてです。品川区は、2017年度より教員の負担を軽減し、児童・生徒に余裕を持って向き合えるよう、学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」を展開し、続いて2018年度は、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置や、学校管理職が自校の教員の勤務時間を把握できる体制を整えており、今後もより一層の働き方改革が求められています。そこで、取り組みの現状と成果を伺います。また、スクール・サポート・スタッフ等の増員など今後の展望をお聞かせください。

質問の2点目は、不登校児童・生徒への支援についてです。区立学校に在籍する児童・生徒のうち、主に心理的な要因等により通常の学校生活に適應できず、不登校やその傾向にある児童・生徒に対して、自発的な学習やそのほかの活動の場が提供されています。また、状況に応じた学習指導や教育相談で、自立活動や学校生活への復帰ができるよう支援がされています。現在、支援の場としてマイスクール八潮、マイスクール五反田があり、2018年度からは、不登校児童・生徒の増加傾向の中、マイスクール浜川を開設し、区内3校での支援体制となりました。まずは3校体制となつての活用実績、成果をお伺いいたします。

また、お子さんが精神的な不調から不登校となつたお子さんを持つ保護者からマイスクールへの通学ではなく、通っている学校内での空き教室を活用しての支援をしてもらえたらとの声があります。それは、集団での学校生活は苦手で、教室へは行けなくなったとしても、子どもは真面目だから勉強におくれが出てしまうのではと心配をしている、そして実は勉強したいと思っているとの声であり、クラスの集団には入れなくても、別の教室で勉強ができる体制があれば、児童・生徒の思いを受けとめることができるのではないかとのご相談でありました。多様な生き方を認めていく中で、より一層一人ひとりのニーズに合った教育をされることが期待されていますし、かつ丁寧な支援を望むものです。

現在、八潮学園や荏原第六中学校では、空き教室を活用して不登校児童・生徒への支援が行われていると認識していますが、この事業の内容とどのような成果がなされているのかお伺いいたします。今後、ほかの小中義務教育学校でも不登校児童・生徒の思いに沿った事業が展開されることを要望いたしますが、ご所見を伺います。

質問の3点目は、2022年から実施の18歳成人について伺います。成人年齢が二十とされたのは、明治9年の太政官布告で初めて定められ、同じく29年施行の民法に引き継がれており、改正は約140年ぶりとなります。飲酒、喫煙や公営ギャンブルは20歳未満禁止のままですが、例えば有効期限10年のパスポートは18歳から取得できるようになります。このことに関して報道されていることや、また当事者や親の立場からの声を伺っていると、引き下げられることに対し、いい面もあれば不安もあるとの声があります。

そのような中、昨年11月に立正大学で行われた「私たちが登る未来への階段～2022年、成人年齢引き下げの影響を考える～」とのフォーラムに参加をいたしました。「成人年齢引き下げがもたらすことに

ついて」とのテーマでの講演では、世界各国では約7割が18歳成人となっており、このことはグローバルスタンダードであるということや、子ども時代からの市民性の醸成が地域づくりや社会づくりにつながるとして、子どもを一人の人間として尊重する人権意識が必要であるとの内容でした。

2016年6月から18歳参政権が始まっており、学校教育においては、主権者教育や模擬投票など、選挙に関しての授業や社会へのかかわりも市民科の授業などで行われています。現在の8年生が2022年に18歳成人となることで、授業の中で意識して自覚を促すような話をされている先生もいらっしゃいます。そこで、18歳成人年齢引き下げにおいて、ディスカッションなどで制度がどう受けとめているのかとの声をぜひ聞く場をつくること。また、生徒が不安に思うことのないような取り組みを要望いたしますが、ご見解をお聞かせください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、防災対策についてお答えを申し上げます。

初めに、立会川護岸のパネルについてですが、地域からは台風による高潮発生時に川が増水することへの不安の声をいただいております。区といたしましても、護岸にパネルを設置することは当面の対策として効果があると考えております。現在、平成30年度に行った現地調査の結果から、まずは河口から浜川橋までの左岸約100メートルの区間について31年度の早い時期にパネルを設置すべく、東京都と協議をしているところであります。その他の区間につきましても、引き続き設置に取り組んでまいります。

次に、動画についてですが、津波自主避難マップ作成に当たり、津波による浸水のイメージ動画を作成しております。津波の様相を具体的に伝え、早目の避難行動につなげることは重要であると認識しておりますので、ホームページでの公開を含め、さまざまな方法で啓発してまいります。

次に、避難ビルについてですが、これまで津波発生時の浸水予想範囲をもとに、24の区有施設、14の民間施設を指定してまいりました。しかしながら、被害がより広範囲となる高潮の浸水想定が30年3月に東京都より発表され、現在、避難方法や避難ビルのあり方等について検討を進めているところであります。

次に、海拔標示板についてですが、日ごろから住んでいる土地の高さを認識し、防災意識を高めるものとして、現状においてもデザインについては工夫をしているところであります。災害時の避難は状況に応じて経路が変わる場合があり、海拔標示板のみによる避難誘導は難しいところではあります。区といたしましては、多言語対応や夜間でも避難できるよう、外国人を含めた適切な避難をハード、ソフト両面で促してまいります。

次に、避難所におけるトイレについてですが、発災時には被害状況チェックリストに基づき、避難所運営会議のメンバーが分担して施設を確認する中で、トイレについても使用の可否を判断することとしております。引き続きチェックリストやその体制についてのさらなる周知・啓発を図ってまいります。また、現在作成中の避難所運営マニュアルへの反映につきましては、災害時のチェック方法やトイレ使用の基本的な考え方等を記載する予定であります。

なお、トイレの設置訓練は現在も実施しており、引き続き実効性のある訓練に努めるとともに、来年度作成予定の防災訓練の手引にも記載するなど、さらなる充実を図ってまいります。また、区民避難所のトイレ設置の改善につきましては、さまざまな意見を区民の方々からいただいております。今後、更新の際などに使いやすさが向上するよう対応してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えをさせていただきます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、教育についてお答えいたします。

まず、しながわ働き方ルネサンスですが、各学校においては教員の在校時間の把握に加え、定時退勤日や部活動週休日の設定により、働き方に対する意識は高まってきているものと考えております。また、学年便りの印刷やホームページの更新等、スクール・サポート・スタッフを活用した効果的な取り組みも定着しつつあり、配置校の教員からは多忙感が幾分軽減しているという声も聞かれ、在校時間も減少する等の成果が見られています。今後は、保護者、地域へのさらなる理解啓発を図るとともに、スクール・サポート・スタッフの全校配置をめざして環境整備に努めてまいります。

次に、不登校児童・生徒への支援についてお答えいたします。3校体制となつてのマイスクールの活用実績ですが、現在、八潮は28名、五反田は17名、浜川は14名が利用しております。教科学習、あるいは体験活動等に重点を置くなど、各適応指導教室の持つ役割を明確にして、通室日数等の幅を広げたことで八潮に偏ることなく受け入れが可能となり、通いやすい体制になりました。

次に、空き教室を活用しての支援についてです。議員ご指摘の事業は、文部科学省による学校・家庭・地域連携協力推進事業の一環として、八潮学園、荏原第六中学校、旗台小学校において、引きこもりがちな児童・生徒への継続した支援や居場所づくりを行っているものです。各校には支援員やスーパーバイザーを配置し、相談や個別支援、家庭訪問を通じた保護者への助言等の取り組みを進めていて、コミュニケーションスキルの獲得や生活習慣の改善などにつながっております。

この連携協力推進事業については、学校数が限定された実施となっておりますが、それ以外の学校においても施設の有効活用を含め、個々の状況に対する適切な支援や働きかけとともに、多様な教育機会の確保に努めてまいりたいと思います。

最後に、18歳成人についてです。法改正を踏まえて、中学校、義務教育学校におきましても、子どもの社会参画に関する学習の実施や具体的に実践できる力の育成が求められております。既に模擬選挙等に取り組んでいる学校もございますが、今後とも生徒の思いや発達段階を鑑みて、国や地域社会の形成者としての意識と心構えを醸成できるよう、ディスカッションなども含めた指導内容、方法の充実を図ってまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、がん対策についてお答えします。

まず、AYA世代のがんについては、小児と成人領域の狭間で患者が適切な治療を受けられていないおそれがあることや、成人のがんと比べて患者数が少なく、疾患が多様であることから、医療従事者の診療経験が蓄積されにくい状況にあると捉えております。医療提供体制の整備や治療の意思決定にかかわる人材育成等が必要であり、これらについては都で検討を開始した状況です。また、日常生活面でも、学業、進学、就職や結婚などさまざまなライフイベントとも重なる世代であることから、悩みや不安も多岐にわたり、さまざまな支援が必要であり、また、在宅サービスを利用する際の経済的負担や家族の負担も大きいと認識しております。

次に、区内企業社員へのがん検診の推進についてです。がん対策推進企業アクションの冊子については、引き続き中小企業センターでの活用を図るほか、必要に応じて商工会議所等を通じた区内企業への配布も検討してまいります。また、保健センターにおける相談体制については、働きながらがん治療を受ける方への支援情報をまとめたガイドブックを作成しているところであり、このガイドブックにより保健師の相談スキル向上を図るとともに、保健センター等での相談対応において積極的に活用してまい

ります。

最後に、社会保険労務士による相談体制については、このガイドブックの中に就労継続のアドバイスや傷病手当、障害年金に関する内容も掲載する予定であり、まずは保健師が適切な関係機関につなげてまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で、新妻さえ子君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時31分休憩

○午後1時開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

休憩中に傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定によりこれを許可いたしました。

一般質問を続けます。

石田ちひろ君。

〔石田ちひろ君登壇〕

○石田ちひろ君 日本共産党品川区議団を代表し、一般質問を行います。

初めに、質問にまともに答えない、何を聞いても配布資料を読み上げるだけ。羽田新ルート計画の教室型説明会は抜本的に改善をです。

羽田新ルート計画の教室型説明会が昨年末より南大井文化センターを皮切りに各地で開催されています。しかし、国交省の住民の疑問にまともに答えず、質問希望者を多く残したまま一方的に説明会を終了させるという運営に不満の声が上がっています。問題点を指摘し、改善を求めます。

まずは、マスコミ報道を規制する問題です。初日の説明会にはNHKと民放テレビ局が会場をテレビ取材していましたが、司会を務める品川区は、参加者が発言しにくくなるとの理由で、テレビ取材は冒頭のみと規制しました。参加者からは、テレビの取材で発言しにくいと思っているのは国交省で、私たちはマスコミ取材を歓迎するとの声が上がっています。

後日、建設委員会で、マスコミ対応について規制はあくまで国の判断と説明し、区としてはマスコミを拒否する理由はない、国に対し要望があることを伝えたいと説明しました。しかし、その後の教室型説明会でもマスコミの取材を拒否し続けています。マスコミ取材を認めるべきという区民要望を区は国に伝えたのか、なぜいまだ改善されないのか伺います。国は、説明会のマスコミ取材や参加者の撮影、録音を認めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

質問者に対する国交省の説明はひどいものです。ルート直下に住む方は、「国の調査で航空機からの部品脱落は1年間で447件と報告され、ゼロをめざすという説明だが、いつゼロになるのか、危険性がゼロにならないのに飛ばすのか、経済発展のために命を投げ出せということか」と聞くと、国交省は落下物を少なくするとしか説明できませんでした。別の方は、「80デシベル以上という騒音の下で住民の暮らしはどうなるのか。ルート直下で子や孫も生活している。国策のためには直下で暮らす私たちの暮らしは切り捨てるとのことか、はっきり答えてほしい」との必死な問いにもまともに答えず、配布資料をただ読むだけ。質問者の誰もが国交省の説明に納得していません。

会場には品川区から担当課長が出席していますが、参加者の質問に対して国交省の説明は的確だと思うのか伺います。そして、この説明会を通して、区は住民の理解は得られたと思うのか伺います。また、議事録の公開は当然必要です。区は、議事録はしっかり区民にお知らせしていただくと説明。また、説明会が夜の開催のため、高齢者や子育て世代からは、「夜は参加できない。昼間も開催してほしい」との声もあります。

そこで質問です。議事録の公開は必要だと思いますが、いかがでしょうか。あわせて、同じ地域センター管内で2度目の開催や昼間の開催が必要だと思いますが、いかがでしょうか。質問し切れなかった参加者に対し、質問用紙などで受け付け、それぞれ返信すべきです。いかがでしょうか。

住民の暮らしに直接被害を与える計画について、行政が説明を行うのは最低限の責任です。話をそらし、アリバイづくりにその場を乗り切り、実施を強行することは許されません。説明会でも示されている区民の民意は新ルート撤回です。日本共産党はこの声に応えるため、全力を挙げます。

次に、高すぎる国保料は値上げではなく、引き下げこそ。子どもの国保料は品川区でも無料にです。

住民の生活を圧迫している高過ぎる国保料の原因は、品川区も全国知事会も認めるとおり、加入者の多くが低所得であり、税金投入が欠かせない構造的な問題があります。また、国保加入者1人当たりの保険料は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍と、同じ医療保険の中でも著しく重い負担を加入者に求める不公平な制度です。夫の給与所得500万円で、妻、子ども2人の世帯では、2000年に年間23万9,000円だった国保料は、2010年には36万2,000円と1.5倍の値上げ、2018年には58万1,000円と激増。ことはさらなる値上げが示されています。この18年間、所得は実質減っているのに、国保料だけで実に2倍以上の負担増。これでは国保の構造的問題は解決せず、国保会計も住民の生活も厳しくさせるだけです。

共産党は、世帯人員の頭数に応じて課税し、重くのしかかる均等割は廃止の提言を出しています。国保の構造的問題の解消に向け、均等割の廃止を国に求めるべきです。いかがでしょうか。また、国保料を協会けんぽ並みに引き下げるための公費投入を国に求めていただきたい。いかがでしょうか。

また、区独自に実施が可能な国保料引き下げとして、既に子育て支援として他自治体でも始まっている子どもの均等割廃止を繰り返し提案してきました。しかし、品川区は、法定外繰り入れの解消を国から求められているため、一般会計からの繰り入れは難しいと答弁。国は、保険料軽減のための繰り入れは解消すべき法定外繰り入れには当たらないとしていることを厚生委員会で指摘すると、区としては、一般会計を繰り入れてまで保険料を引き下げる考えはないと答弁。これはわずかであっても区の独自財源は住民福祉に使いたくないという品川区の冷たい姿勢のあらわれです。

区は、子どもの均等割軽減の必要性を認め、しかもそこへの税金の繰り入れは、国が求める解消すべき法定外繰り入れには当たらないことも認めたのに、なぜ区独自で保険料軽減の実施を拒むのか、理由を伺います。そして、改めて区独自に子どもの均等割廃止の実施を求めますが、いかがでしょうか。

品川区は、今でも高い国保料をさらに値上げする一方で、滞納者への最低生活費まで差し押さえる徴収強化を進めてきました。区は、銀行口座に入った年金や給与は徴収法で定められている最低生活費には当たらないとの説明を繰り返し、裁判で禁止すると判例が出るまでこの対応を続ける考えです。これが地方自治体の姿なのでしょうか。共産党には滞納者から多くの相談があります。皆滞納したくて滞納しているわけではありません。区が把握している滞納者の滞納理由も、病気、失業、生活困窮が理由です。つまり、生活再建策こそ必要なのです。

先日の相談では、通院が必要なため、区窓口に行き、保険証交付を求めた方が、滞納金を払えないこ

とを理由に保険証は交付されず、保険証なしで病院を受診し、10割負担をしたため生活費がなくなり、私に相談に来たときは所持金二百数十円。すぐに生活保護につなぎ、生活再建が始まっていますが、国保法では、短期証の交付の申請を受けたら、直ちに発行する義務が自治体には課せられています。病気があり、通院が必要なのになぜ保険証を発行しなかったのか。通院を確認・把握しながら、直ちに保険証を発行しなかったケースは今年度何件あったのか伺います。

滞納は、暮らしの苦しさを発信するSOSです。厳しい取り立てで徴収率を上げる品川区ですが、一方、滋賀県野洲市では、取り立てではなく生活再建策を示すことで、同じように徴収率を上げています。経済的問題も深刻さが増す手前で手を打てば、生活再建しやすくなります。生活再建できれば滞納した税金を払うことが可能になり、病気も早期に治療できれば医療費も抑えられる。生活困窮を無視した品川区の徴収強化は、区民を追い詰めるとともに、行政コストをかえって増加させるものです。銀行口座の最低生活費まで差し押さえ、滞納分を払わなければ保険証は発行しないという過酷な取り立てをやめ、生活再建策を示し、滞納の原因である生活困窮の解決に力を注ぐべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、23区で最低の整備率の改善へ。500人もの特養待機者をゼロにする増設計画をつくれです。

特養ホームの入所希望者は、申込対象者が要介護3以上と制限された中でも増え続け、現在、待機者は500人。入所できるのはわずか2割程度と厳しい状況が続いています。私は、昨年の決算特別委員会総括質問で、23区で最低の特養ホームと老健施設の整備率の改善を求めましたが、品川区は必ずしも登録者435人全員が今すぐ入らなければいけないという状況ではない。入所登録している方の6割は、有料老人ホームも含めどこかしの施設に入っていると述べ、23区で最低の整備率について、これを改善させる考えがないことと、申請者を特養ホーム入所希望者だとは思っていないことが明らかになりました。これでは必要な整備が進まず、深刻な介護難民を増加させるだけです。まず、特養ホームと老健施設の整備率が23区で最低という状況をなぜ改善させる計画を持たないのか、理由を伺います。

品川区が、435人もの特養入所申請者を今すぐ入所が必要ではないと考えていることは重大です。そもそも特養ホームの申請者は、品川区が認める入所対象者です。約500人もの入所希望者は、さまざまな家庭の事情や在宅介護を経験して、悩み抜いて特養ホームの一刻も早い入所を希望しています。こうした方々を全員が今すぐ必要ではないというのは、在宅介護の厳しさや生活実態を品川区が全く理解していないあらわれです。なぜ特養ホーム入所申請者全員を特養ホーム入居希望者だと考えないのか、理由を伺います。

申し込みながら入所を前に亡くなる方が50人を超えるなど、深刻な状況があります。老健施設に入所しながら特養ホームへの入所を待っている方、有料老人ホームなど高い利用料でも急な入所をしなければならず、ほかに手段がないなど、切実に待っているのが実態です。区は、老健施設や有料老人ホームに入所しながら特養ホームを申し込んでいる方が、どのような理由と事情で特養ホームへの入所を希望していると考えているのか伺います。都合よく今すぐ必要ではないと決めつけ、必要な整備計画をつくらない品川区の責任は重大です。申請者全員の入所が可能な特養ホーム増設計画をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、障害者の尊厳守り日常生活を保障する相談支援体制や施設整備など抜本的拡充をです。

障害のある人が平等に生きる社会の実現へ、必要な措置を義務づけた障害者権利条約が批准され、5年。現状は条約がめざす社会からはほど遠く、さらに品川区は、区長も認めるように、障害者福祉が他区に比べてもおくれています。その第1は、日常生活に必要な支援が受けられないことです。重度障害

の50代の方は、移動や食事など全介助、長年訴え続けてやっと昨年訪問介護の時間が1日2時間増え、朝10時から夜8時までの10時間になりました。しかし、朝ヘルパーさんが来てまずベッドから起こし、トイレ、洗面、水分補給。時間がないため朝食は省き、昼食。夕食の準備や食事介助、後片づけ、掃除、洗濯、買い物、お風呂介助、病院やリハビリ通院などで目いっぱい。もう少し時間を増やし、朝食も食べたいし、夕食もゆっくり食べたい。友達とも会いたいと言います。

視覚障害2級の20代の女性は、白杖で自力歩行をしていますが、病院や区役所など慣れない場所の移動や手続もできないため、同行援護を希望していますが認められません。また、白杖を破損し、新規の白杖を申請しましたが、一部自己負担の上に、今後5年間は破損しても給付はできない。全額実費となると言われたと。

なぜ必要なサービスが制限され、不自由な生活を強いられるのか。1つは、品川区のサービス給付基準が低いこと、さらに基準を上限として制限していること。法の趣旨に反し、計画相談事業所を選ぶことができない仕組みとなっているためです。視覚障害者にとって命綱の白杖が破損した場合、5年以内でも自己負担なしで支給すること、サービス給付基準を上限とせず、本人にとって必要なサービスのケアプランを組むこと、計画相談支援事業所を選択できる仕組みとすること、それぞれ求めますが、いかがでしょうか。

第2に、相談支援体制の整備の問題です。障害者の支援計画を策定する指定特定相談支援事業所が、品川区は知的と身体が実質3か所、精神が1か所、子どもは事業所すらありません。区は指定特定相談支援事業所について6月補正で検討予算を計上。今月のプレス発表で、来年度、在宅介護支援センター3か所に専門員を1人ずつ配置し、相談支援を実施すると発表しました。自立支援協議会では、障害福祉計画作成からわずか2か月後に突然この仕組みが示され、委員長からも承服しかねるとの発言があり、その後も「児童や精神は置いてきぼり。課題解決に寄与しないのではないか」「障害者福祉の相談の柱が立たないまま高齢にドッキングすると、高齢の価値観がスタンダードになってしまう」「障害の専門家を配置して、障害をわかる人が支援体制を」などの意見が出されました。自立支援協議会での十分な検討と相談支援の必要な体制整備が求められます。事業所1人の専門員の配置はあまりに不十分です。

障害者の相談支援事業を在宅介護支援センターに組み込むのではなく、障害者相談支援専門員を必要数配置した指定特定相談支援事業所として設置するよう求めます。障害児と精神障害者の指定特定相談支援事業所の増設について早急に整備計画をつくり、具体化を求めます。それぞれいかがでしょうか。

第3に、決定的に足りないのが障害者施設整備です。林試の森公園隣の公有地に障害者就労継続支援B型の増設を行う方針は評価します。しかし、まだまだ足りません。品川区の施設が足りないため、電車やバスを乗り継いで他区まで通わざるを得ない人がたくさんいます。また、グループホームを希望していても入れず、やむなく北関東や東北、北海道など遠くの施設に入所した方は、家族と会うこともできません。品川区民が区外の障害者施設に入所している人数および区外の就労継続支援B型に通う人数をお聞きします。区外に入所や通所をせざるを得ない実態について改善すべきとは思わないのか伺います。グループホームと就労支援施設の増設計画を直ちに立て、具体化を求めます。それぞれいかがでしょうか。

次に、今でも悲鳴を上げている商店街や区民の暮らしを壊す消費税10%は中止をです。

消費税について濱野区長は、国民全体に広く薄く課税するという趣旨の税金と、消費税があたかも公平で負担の軽い税であるかのように述べました。しかし、これは事実と異なります。世帯年収に対する消費税負担率は、年収2,000万円以上の世帯では1.5%なのに対し、年収200万円以下の世帯では8.9%。

逆進性が強い負担で、年収の10%近くを占める負担のどこが広く薄くなのか。消費税は広く薄くかかる税であるというのは事実でないことを区長は認めますか、伺います。

安倍首相は、ことし10月から消費税を10%にと表明しています。しかし、区民からは悲鳴が上がっています。ある商店会新年会で会長が挨拶で、消費税10%がことし一番の困難と話しました。年金暮らしの方は、年金は上がり、引かれるものは増え、蓄えは減るばかり。長生きを喜ばない。8%でさえやめてほしいのに、10%なんてとんでもないと話していました。実際、2人以上世帯の実質家計消費支出の平均は、消費税8%増税前の1年間に比べ25万円も落ち込んでいます。

区長は、施政方針演説で消費税10%の区内商店街への影響を認め、プレミアム付き商品券の発行を2億円増額するとしています。これで消費税10%の影響をなくすことができると考えているのですか、伺います。消費税10%の区内経済への影響を認めるのなら、国に対して10月の消費税10%中止を求めるべきではないですか、伺います。

一方、日本にはたくさんの不公平な優遇税制が残されています。この不公平こそ正して財源としていくべきです。第1の不公平は、所得が1億円程度を超えると所得税の負担率が逆に低くなることです。これは富裕層の所得の多くが株式を買って得た所得であり、これに対する税率が20%と極めて低いためです。第2の不公平は、大企業の法人税実質負担率が中小企業のそれより低いことです。中小企業の負担率が18%なのに対して、大企業の負担率は10%にすぎません。これらの大企業優遇税制を廃止・縮小すべきです。このような日本に残る不公平な優遇税制こそ正して、財源としていくべきだとは思いませんか、伺います。

最後に、誰もが安心して使えるよう、京急新馬場駅南口エレベーター設置を区長から京急に求めよです。

エレベーター設置を求める住民の粘り強い運動は、ことしで5年目を迎えようとしています。私は、地域住民の方から相談を受け、2014年3月に京急本社を住民の皆さんと訪ね、京急新馬場駅南口のエレベーター設置に対する要望書を提出。区議会では、住民の皆さんが提出した2件の新馬場駅南口にエレベーター設置を求める請願は、全会一致で採択および趣旨採択されました。

新馬場駅は、もともと北馬場駅と南馬場駅をそのままつなげたため、駅ホームは200メートルとほかの駅には見られない長いホームになりました。南口から現在エレベーターのある北口に行くには、目黒川と山手通りを渡り、350メートルも歩かなければいけないため、ベビーカーを押す子育て世代、足の不自由な高齢者や車椅子を利用する方にとってはとても不便で、およそ1駅分移動しなければなりません。また、南口にある上りのエスカレーターを車椅子の方が利用しようとする、ホームにたどり着くまで40分もの時間がかかります。一刻も早く改善が必要です。

平成25年6月に示された国土交通省のバリアフリー整備ガイドラインには、離れた位置に複数の出入り口があり、それぞれの利用者が多く、それぞれの出入り口からの経路案内が利用者から期待される場合は、その全ての主要出入り口から移動等円滑化された経路を確保することが、標準的な整備内容に記されています。

また、障害者差別解消法では合理的配慮が明記されました。国土交通省のガイドライン、障害者差別解消法に照らしても、新馬場駅南口にエレベーターを設置することは必要だと思いますが、いかがでしょうか。これまでも京急に対して何度も住民要望を届けてきましたが、いまだに京急はこれに応じようとしていません。そこで、品川区長名で京急に対し新馬場駅南口にエレベーター設置を求める要望書の提出を求めますが、いかがでしょうか。

新馬場駅南口は、エレベーター設置のほかにも多くの課題があります。歩道から駅改札口に入るところに柵があり、車椅子では真っすぐ入ることができず、しかも地面の勾配が強く、車椅子がスムーズに移動できません。点字ブロックは駅改札口から歩道までつながっておらず途中で切れており、これでは役に立ちません。さらに、改札内にトイレはなく、改札の外に現在ある公衆トイレを今年度区が改修しますが、誰でもトイレではなく洋式化するだけで、車椅子の方や介助が必要な方などとても不便なままです。誰でもトイレを使うときは結局1駅分離れた北口まで行かなければなりません。南口について、改札口に向かう勾配の改善、誰でもトイレ設置は区が直ちにやれることです。実施を求めますが、いかがでしょうか。また、改札口に向かう柵、点字ブロックの改修は、南口エレベーター設置と合わせ、区長名で京急に改善の要望書の提出を求めますが、いかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、消費税についてお答えを申し上げます。

消費税は、国全体の少子高齢化が進む中、これからの社会保障を維持するための必要な財源として、国民全体で広く負担する税であると考えております。

次に、消費税の税率改定への対応につきましては、現在、国においてさまざまな対応が検討されておりますが、区といたしましても、プレミアム付き区内共通商品券の発行を増額し、さらなる消費喚起につなげてまいります。今後も地域経済の動向を注視し、必要に応じ景気対策等の施策をしっかりと実施してまいります。

次に、消費税率につきましては、国税のあり方に関する基本的な問題であることから、国において議論されるべきものであり、区が国に対して増税中止を求める考えはございません。また、法人税等の税率についても同様の考えでございます。

その他のご質問につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化と新馬場駅南口エレベーターの設置についてお答えいたします。

初めに、羽田空港の機能強化につきまして、教室型説明会におけるマスコミ取材についてですが、区は国に対し、区の立場として取材を断る理由がないことをお伝えしております。国からは、この説明会は計画内容を地域の方に国の責任で直接お伝えし、率直な懸念や不安等をお聞きすることを目的としており、取材が行われることにより参加をためらったり、発言を控えたりするなどの影響が想定されるため、会場内での取材はお断りする旨の回答がありました。また、撮影や録音についても参加者のプライバシー保護の観点から控えたいとの回答がありました。区としましては、これらの判断は説明の責任を負う国が判断するものであると考えております。

次に、国の説明についてですが、より一層わかりやすい説明に努めるよう求めてまいります。

次に、議事録の公開についてですが、国は現在、同様な教室型説明会を各区で開催しており、今後予定している説明会を含めた公開方法について検討するとしております。区といたしましては、国の責任においてその内容を区民の皆さんにお知らせすることは重要なことであると考えます。早期の公開について国に求めてまいります。

次に、教室型説明会の再度の開催についてですが、区としましては、広く区民の皆さんに計画を知ってもらうことが重要であることから、区内13地域センター管内全ての地区での開催に向け、引き続き開

催が決定していない5地区について国と調整を進めるとともに、多くの説明会の機会を設けるよう求めてまいります。また、教室型説明会で質問できなかった方への対応についてですが、国は電話窓口や他区で開催されるオープンハウス型説明会において直接質問をお受けし、国の考えをお伝えする体制を整えているとのこと。また、これまでどおり区といたしましても、区もいただいた意見を国に届けてまいります。

次に、新馬場駅南口エレベーターの設置についてですが、バリアフリー法では、一定規模の鉄道駅において1経路以上の移動容易なルートの確保が義務づけられております。新馬場駅においては北口側にエレベーターが設置されており、法に基づく1経路について整備が完了しているところです。しかしながら、当駅は2つの駅が1つになった経緯があり、南口利用者の利便性の向上のため、平成27年4月に鉄道事業者へエレベーター設置について要望書により申し入れを行いました。鉄道事業者からは南口へのエレベーター設置の検討を行ったところ、構造上、エレベーター設置が困難であるとの回答でしたが、区としましては、引き続きさまざまな機会を捉え、南口へのエレベーターの設置や点字ブロックの改修等について検討するよう鉄道事業者に働きかけてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、国民健康保険料についてお答えいたします。

今年度から始まりました国保制度改革では、持続可能な医療保険制度を構築するため、区市町村とともに東京都も保険者となり財政基盤の安定化を図り、加えて国や都が激変緩和策を行うなど、さまざまな財政支援を実施しております。国民健康保険料は、国民健康保険の財政運営を支える根幹でもあります。財源の確保につきましては、区は、特別区長会、全国市長会を通じて、国や都に対しても今後も引き続き要望してまいります。

次に、区独自の子どもの均等割の無料化につきましては、その負担をさらに一般財源で賄うこととなり、非常に困難と考えております。区といたしましては、引き続き特別区長会および全国知事会を通して国に求めてまいります。

次に、短期証についてですが、滞納者との接触の機会を設けることを目的として、窓口に取りに来ていただくようにしております。しかしながら、取りに来られない方に対しては、おおむね1か月程度お待ちした後、速やかに送付しております。したがって、通知にのっとり事務運用をしております。これまでも区では納付相談や財産調査など丁寧に実施し、必要に応じて執行停止も実施しており、今後も留意事項を踏まえ、判例、法令等を遵守し、適正な滞納処分に努め、国保制度の安定性や公平性を引き続き図ってまいります。

最後に、保険料は本来自主納付が原則と考えておりますが、納付に応じない一部の被保険者に対しては、納付相談を通じて滞納整理事務を行っております。国民皆保険制度という相互扶助の考え方に基づき、この制度が維持継続できるよう、事務の執行に当たっては、収入や資産の状況、世帯構成など個々の生活状況を総合的に鑑みて行っております。また、生活が厳しい方につきましては、今までも必要に応じて生活保護や就労支援へのご紹介をしております。引き続き個々に応じた納付相談などを窓口や電話にて丁寧に対応してまいります。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、特養ホーム待機者に関するご質問についてお答えします。

特養ホームの整備に関する過去5年間の状況は、平成26年度に杜松、28年度に平塚橋、29年度に上大崎の特養ホームを整備し、231人の定員増を図りました。さらに、本年4月には定員81人の民設特養ホ

ームの開設に当たり、支援を行ってきたところです。また、現在、小山台住宅跡地においても特養ホームの整備を検討しております。

次に、入所希望者の状況についてですが、入所決定のご連絡をした際に、家族が在宅介護を希望するなどの理由で辞退される方や、療養型の医療施設に入所中の場合などがありますが、区としては申請者全員が希望者であると認識しております。有料老人ホーム等に入居されている方やそのご家族が特養ホームも選択肢の1つと考えているのは、経済的負担やご家族の住まいとの距離などが理由として挙げられます。今後もできる限り住み慣れた我が家で暮らすという品川区の介護に対する目標を実現するために、地域包括ケアを推進していくとともに、適地適正規模等の諸条件を踏まえた施設サービスについても引き続き検討を続けてまいります。

次に、障害者支援についてお答えいたします。初めに視覚障害者への白杖の再支給についてですが、補装具の白杖については世帯の所得に応じた利用者負担となっています。また、耐用年数については国の基準に基づき定められています。ただし、耐用年数以内であっても障害状況の変化で適合しなくなった場合や、著しく破損し修理不可能な場合は、実情に沿って再支給しています。なお、社会福祉協議会による白杖については無料で差し上げているため、再度お渡しすることができません。

次に、サービスの支給についてですが、区では、支給決定基準を標準として、本人の希望や状態に応じた適切なケアマネジメントに基づき、必要なサービスを提供することとしていますが、さらにケアマネジメントの充実に努めてまいります。

次に、相談支援事業所の選択についてですが、当事者からのヒアリングを踏まえて、相談支援部会で検討しているところです。相談支援体制の整備についてですが、在宅介護支援センターにおける相談支援の具体的な方法については現在検討中です。また、障害児と精神障害者の指定特定相談支援事業所の増設については、必要数の確保をめざします。

次に、障害者施設整備についてですが、平成30年12月分の請求データによれば、区民が区外の障害者施設に入所している人数は164人で、区外の就労継続B型に通う人数は83人です。現在、区外にさまざまなご事情から入所や通所している方がいらっしゃいますが、障害者やご家族の方それぞれの状況を勘案しながら、モニタリング等の機会を捉えて、入所先の変更等、希望に添えるよう努力してまいります。

次に、グループホームと就労支援施設の増設計画についてですが、土地の確保等の条件や近隣の方々のご理解等を踏まえ検討しているところです。現段階では具体的な増設計画についてお答えするのは難しいですが、第5期障害者福祉計画に基づき、増設を進めてまいります。

○石田ちひろ君 自席より再質問させていただきます。

まず羽田の説明会ですけれども、より一層わかりやすい説明というふうに答弁されました。私の質問は、国交省の説明は的確だったのか、そして住民の理解は得られたのかということをお聞きしましたので、改めてお答えいただきたいと思います。

次に、国保です。子どもの均等割無料化については、一般財源で賄うことは困難ということでした。子育て支援の充実は区民全体の願いです。なぜ子どもの均等割無料化という子育て支援に一般財源を使うことが非常に困難なのか、理由を伺いたいと思います。

また、短期証ですけれども、国保法では、短期証発行は自治体の義務です。発行を拒むことは法律違反です。なぜ保険証を発行しなかったのか伺いたいと思います。短期証の発行を求められたのに発行しなかったケースは何件なのか、改めて伺いたいと思います。

次に、特養です。これまでの整備実績をいろいろと述べていただいたんですけれども、その計画を入

れても最下位です。私の質問は、特養ホームと老健施設の整備率が23区で最低という状況をなぜ改善させる計画を持たないのかということです。なぜ最低の整備率を改善させる計画を持たないのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

次に、障害者です。区民が区外の施設に164人、そして区外の就労Bに通われている方が83人と、深刻さが浮き彫りになったと思います。区は希望に沿えるように努力をと言いますが、質問は、区外に入所や通所せざるを得ない状況について改善すべきと思わないかということ伺いました。この区外の入所、通所の実態について改善すべきと思わないのか、区民は区内にというふうには思わないのか伺います。

最後に、消費税です。私の質問は、消費税は広く薄くかかる税ではないという事実を区長は認めますかということ伺いました。答弁は、広く薄くから国民全体で広く負担というふうにし少し変わりましたが、つまり、消費税には逆進性があること、負担は薄くないということ、この事実を区長は認めるかということです。なので、もう一度伺いたいと思います。

それと最後に、新馬場なんですけれども、これは要望です。東急やJRは一駅でも2ルート目のエレベーター設置を進めています。国も都も区も補助金は出すことは拒んでいないわけですので、京急次第なんです。ぜひとも強く求めていただきたいと思います。設置に向けて一緒に声を上げていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 消費税の税率について高いか低いかという議論でありますけれども、消費税については各国で課税をしているわけでありまして、そうしたものと比べて決して高い税率ではないというふうに思っております。国民全体で広く負担するという意味で、決して高い税率ではありませんけれども、広く負担していただくことで社会保障を維持することができる、そのように理解しております。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

説明会が的確だったか、また理解が得られたかということでございますけれども、説明会の目的といたしまして、国がああいうところでは直接国の責任でこの計画についてお伝えをして、率直な懸念や不安等をお聞きしたいということで、説明会を開催するということとしております。

そういった意味からしますと、開催前から比べて開催後には地域の皆様のご意見をお伺いできたところと、また、その説明はスライドと口頭を使ってなされた説明ですけれども、説明前よりも後のほうが理解は得られたというふうに考えております。ただ、理解という意味合いについては、これは知識という意味で理解というところでは、区民の皆様は理解が少しでも図られたのかというふうに考えておりますけれども、ただ、この計画そのものについてどうかというところでは、国のほうでそこまでこの説明会でお聞きするということではございませんので、これについては区も把握することはできません。

以上でございます。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、国民健康保険料の再質問についてお答えいたします。

まず、子どもの均等割軽減についてでございます。区独自の子どもの均等割軽減につきましては、その負担をさらに一般財源で賄うことになり、負担の公平性の観点から非常に困難と考えてございます。

次に、短期証についてです。短期証につきましては先ほどもご答弁したとおり、滞納者との接触を持ち、今後の支払いのご相談を得る機会として窓口に取りに来ていただいておりますが、病気の申告を受けました場合はすぐにご送付をしているところでございます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、特別養護老人ホーム、また障害者施設についての再質問についてお答えいたします。

初めに、特別養護老人ホームの件につきましては、高齢者人口の増を見込んで、これまでも施設としては5施設、着々と整備しているところです。ただし、この後についても高齢者人口は増が見込まれますので、高齢者の実態をきちんと把握し、高齢者の希望も勘案した上で、特別養護老人ホームもそうですけれども、小規模多機能型居宅介護やグループホームも視野に入れて必要な施設を整備していきたいと考えております。

次に、障害者施設の区外入所につきましては、区外に入所されている方は数名いらっしゃいますけれども、それについて調べましたところ、全ての方が区内施設のみを希望しているわけではなくて、その施設の特色を考えながら希望されている方もいらっしゃいます。ただ、実際にご利用者の希望に沿えない部分についてはきちんと改善していかなければいけないというふうには考えており、それに沿うように区といたしましても努力をするとともに、事業所の誘致も進めてまいります。

○石田ひろ君 自席より再々質問をさせていただきます。

羽田の説明会ですけれども、そうすると一体何のための説明会なのでしょう。質問に答えてほしいと区民は言っているんです。区もその場にいらっしゃるわけですよね。私の質問は、国交省の説明は的確だったのか。そして、住民のこの計画への理解は得られたのかということですので、ちゃんと答えてください。

そして、国保です。子どもの均等割の無料化は、子育て支援という意味からも必要です。子どもの数が増えると、それだけで国保料が上がるのは子育て支援に逆行すると思わないでしょうか、伺います。子どもの均等割無料化の区独自の実施を改めて求めたいと思います。いかがでしょうか。

そして、特養ホームです。特養ホームと老健施設の整備率が23区で最低であることをそのままにして品川区はいいと考えているのでしょうか。なぜこの最低の整備率を改善させようと思わないのか、きちんと説明していただきたいと思います。区民は切実に特養入所を待っています。一日も早く願っています。整備率が低いから、足りないから困っているわけですね。なので、整備率が低いままでいいのか、なぜこれを改善させようという計画を持たないのか、改めて伺いたいと思います。

そして、障害者ですけれども、希望に沿えるように努力ということ。区民なのに区外の、遠くは北海道までグループホームを利用せざるを得ないのは、区内の施設が足りないからです。先ほど数名の方が区外を希望しているということでしたけれども、多くの方が区内を利用したい。そういうもとで、施設では164人、通所では83人と、区民なのにこんなに大勢が区外を利用しています。施設入所では家族なのに一生会えない方もいます。この状況の原因は、必要な整備を整えてこなかったことにあります。このことに品川区に反省はあるのでしょうか、伺います。そして努力と言うのなら、状況を改善させる必要な整備計画を今すぐ持つべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

説明会が的確だったか、理解を得られたかということにつきましてですが、的確というものについて

の見解は非常に難しいと思います。ただ、国の目的であります意見を聞くために現状の取り組みを国が説明をしたというところについては、説明としては的確だったと思います。ただ、この的確が十分か十分でないかというところは非常に難しいと思います。ただ、ご意見はいろいろいただいたというふうに認識をしております。

そして、この理解が得られたかというところでございますけれども、現在、区といたしましても、区民の皆さんに不安の払拭、そして理解を深めていただきたいといった思いの中で、教室型説明会、再三にわたって要望していたものが実現してきたものでございますので、説明会としては意味があったと思いますし、また、理解は説明を受ける前よりは深めていただいたと思います。ただ、それで十分かどうかというのは、これは受け取られた区民の皆様一人ひとりの受けとめ方にもよると思いますけれども、ただ、十分でないというふうに捉えております。したがって、これからもできるだけ数多くの説明会を国に求めていくという考えでございます。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、国民健康保険料に関します再々質問についてお答えをいたします。

子どもの均等割軽減の必要性につきましては、多子世帯など子育て世帯の経済的負担の軽減のため、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置をはじめとした制度の見直しは必要というふうに考えております。このため、区はこれまでも国に対して要望をしておりますし、引き続き特別区長会および全国知事会を通しまして、国に求めていくものでございます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、特養ホームの整備の関係、また障害者施設の関係についての再々質問についてお答えいたします。

特養についてでございますけれども、整備率という数字だけで比較するというのは、本来の福祉の考え方からすると少し違うのではないかなというふうに考えております。順位だけで比較するのではなく、やはり原点に帰りまして、利用者、ご家族の状況を勘案して、その状況をもって何が適切か、どういう施設がふさわしいかということも考えながら、もちろん特養、老健も入りますけれども、総合的に福祉の施設については考えるべきだというふうに考えております。

そして、また計画についてですけれども、この間も整備している関係で希望の数なんかも推移しているところです。そういうことを考えますと、こういう変化の激しい時代に計画を立てることが適正だというふうには考えておりません。計画でそれを縛るのではなくて、それ以前の問題でやはり原理原則に戻りまして必要な施設というのは検討し、常に努力して整備していかねばいけないというふうに考えております。

また、障害者施設につきましてですけれども、障害者施設についても、もちろんご希望じゃなく入っている方がいることも承知はしております。ただ、先ほども申し上げましたように、ご自身から作業内容や入所の施設をごらんになって希望されている方も多くいらっしゃいます。そういうことも考えますと、やはりケアマネジメントがととても必要になっておりまして、そこをまず区としては重視したいというふうに思っております。ですので、障害者のほうの施設についても、計画を単につくるだけでは実現がなかなか難しい状況ですので、先ほどの繰り返しになりますけれども、運営事業者の誘致を含めまして、さまざまな工夫の中で特色ある施設が増設できるよう努力してまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で、石田ちひろ君の質問を終わります。

次に、高橋伸明君。

〔高橋伸明君登壇〕

○高橋伸明君 品川区議会自民党・子ども未来を代表いたしまして、一般質問を行います。

まず最初に、配偶者によるドメスティックバイオレンスについてお聞きいたします。

警視庁のホームページの集計によりますと、配偶者からの暴力相談件数は、平成25年には2,821件、平成29年には8,421件と4倍近く増加しております。また、DV暴力による検挙件数は771件に上っています。また、相談件数の男女割合は、女性が83.2%、男性が16.8%となっています。この数字からも、男性による家庭内DVが圧倒的に多くなっていることがわかります。しかし、男性の相談も16.8%あるという現状も事実であります。

また、配偶者によるDVの相談機関としては、内閣府男女共同参画局内のホームページで紹介されているDV相談ナビサービスがあります。全国共通の電話番号にかけると発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に転送され、直接相談できる仕組みになっています。しかし、知り合いの方が相談のため電話しても、なかなかつながらない状況があります。また、品川区でも、男女共同参画センターが相談窓口になっています。

先ほどの数字からも、夫が加害者で、妻が被害者と一般的には考えられています。しかし、本当の被害者は子どもだと思います。DV家庭で育った子どもは、母親への暴力を目の当たりにし、恐怖心から精神不安定になり、また、チックのような身体症状も出てくる子どもも多いそうです。NPO法人ウィメンズ・ライツ・センターの過去の調査によりますと、DV家庭で育った子どもは、夜尿症や頭痛、ぜんそくや暴力的行動等の特徴が多くあらわれているそうです。成人後もその傾向が続くそうです。また、DV家庭で育った子どもにDVの癖が受け継がれていく傾向が多いそうです。子どもは、親の背中を見て育ちます。ですから、このような情景を子どもに見せない環境を応援する相談窓口の強化が必要と考えます。身近な窓口を増やし、いつでも相談できる環境をつくっていったほうが良いと考えますが、ご意見をお聞かせください。

次に、スクールゾーンの形骸化の是正についてお聞きいたします。

スクールゾーンは、交通事故から子どもたちを守るために設定された交通安全重点地域のことをあらわします。昭和47年春の交通安全運動から運用が始まりました。スクールゾーン内では、各都道府県の公安委員会が決めた道路交通法の規制が適用されています。当然ですが、指定された時間内の車両は通行禁止となっています。通行できるのは通行許可証を所持している車両、緊急車両、道路作業車両などに限定されています。規制地域内にお住まいの方でも、指定時間内に通行するには通行許可証が重要です。違反した場合には、違反点数と罰金の対象となります。このようなことは、ドライバーの方々は当然ご存じのはずです。それでも通行してしまうのが現実です。

そこで、品川区としては、ドライバーに罰則等は科せられませんが、スクールゾーン入り口で安全意識の啓発はできるかと思えます。啓発用の小冊子づくり、地域の皆様のボランティアを募り、月に何回か配布したり、学校近くのスクールゾーン入り口で進入禁止の呼びかけをしているボランティアの方を見かけますが、学校から少し離れた入り口では、「ここはスクールゾーン」等の旗をつくり、スクールゾーン入り口で立ち番していただく等やっていってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。ご意見をお聞かせください。

あわせて、自転車の通行に関しては徐行がルールとなっています。最近、自転車による交通事故で高額な賠償が請求されている事例も増えています。スクールゾーン内でかなりのスピードの自転車も見受

けられます。このこともあわせて啓発をしていく必要があると考えますが、ご意見をお聞かせください。幸いなことにスクールゾーン内での交通事故は見聞きしていませんけれども、登校する子どもたちの安全のためにもスクールゾーン内のマナー向上は必要不可欠です。

次に、品川区内でも増えている超高層マンション、タワーマンションの発災時の在宅避難についてお聞きいたします。

品川区のタワーマンションを不動産会社のサイトで検索してみますと、32件ヒットしました。タワーマンションは立地条件もよく、建物内に何でもそろっていて快適な生活ができ、人気の物件が多数あります。しかし、その反面、大きな地震の発生時には実際の震度よりも大きく揺れるそうです。また、地震によって停電が発生時にはエレベーターが停止し、階段で避難しなくてはいけなくなります。また、断水やガスの停止等ライフラインの停止が起こります。高齢の住民が高層階からの避難は難しくなるのは当然です。

これらを踏まえ、品川区としては自宅避難を進めております。その参考としていただくために、マンション管理組合の方には高層マンション防災対策の手引を、また住民の方々には高層マンションの防災対策ハンドブックをつくり、お勧めをしております。高層マンション防災対策の手引によりますと、自宅避難を可能にするには、家具の転倒防止、ライフライン停止時の正しい対処方法、正しい今の状況の情報の入手、在宅避難生活に備えた食料や生活用品の備蓄など、自助に関する説明が載っていて、大変参考になります。

参考例ですが、品川区上大崎3丁目にあるタワーマンションですが、平成31年1月1日現在の上大崎3丁目の世帯数が2,484戸に対し、このタワーマンションの世帯数は940戸となっています。38%近くの戸数が1つのタワーマンションで占めている割合となっています。最新の建築基準、耐震基準を満たしたタワーマンションであると思いますが、過日の報道で免震ダンパーのデータ改ざんの報道がありました。品川区役所にも本庁舎免震工事においてデータの改ざんの報道がありました。品川区役所にも本庁舎免震工事においてデータが改ざんされた4基の免震オイルダンパーが設置されているとのこと。区としては、設計会社、施工会社と連携をして安全性の検証を進め、安心・安全を確保するとなっております。

このように、安全なはずのタワーマンションの根幹を揺るがすような状況が起きております。いつ起きてもおかしくない首都直下地震、甚大な被害を未然に防ぐためにも、品川区内のタワーマンションにおいてデータ改ざんされたダンパーを使っている物件を調査し、早急に交換することが重要と考えますが、いかがでしょうか。このダンパーのせいで倒壊することはなくとも、被害が大きくなることは考えられます。そうしますと、在宅避難をめざすタワーマンションの住民の方々が避難所に向かい、さらなる混乱が起きる可能性もあります。ご意見をお聞かせください。

次に、聴覚障害者支援についてお聞きいたします。

聾啞者の全国大会でアンケートをとったところ、外からの情報が入ってこないことが多かったのが悩みの1つだそうです。「緊急時の電車内でのアナウンスが聞こえない」や「病院での呼び出しがわからない」等があります。また、自分の意思を伝えられないのも多い悩みの1つでした。110番や119番への緊急ダイヤル等を緊急時に伝えられない。そして、両方に共通して電話ができないことが聴覚障害者にとって最大の悩みだそうです。この悩みを改善するのに電話代行サービスも行われております。また、日本財団が主導する電話リレーサービス・モデルプロジェクトは2013年9月より続いておりますが、ことしの4月以降の存続は未定となっております。

また、品川区としては、平成30年12月3日より、来庁した聴覚障害者との意思疎通のために遠隔手話通話サービス「モバイルサイン」を区役所の3階総合窓口に通2回試験導入をしています。しかし、試験導入は平成31年2月までで、4月以降は今回の結果を見て検討するとなっております。世界的には25か国以上で電話リレーサービスは公的なサービスとして行われておりますが、日本においてはその状況にありません。品川区で試験導入されたモバイルサインをこれからも存続をさせ、視覚障害者のための点字ブロックや横断歩道での音響装置付き信号機のように、聴覚障害者のための社会インフラの1つとして確立し、区役所以外でも利用できる聴覚障害者をサポートするシステム構築を希望いたします。羽田空港や千歳空港などで設置され始めた手話フォンのように、これから各地で設置が増えると考えます。ご意見をお聞かせください。

次に、わ！しながら巡り（ココシル品川）についてお聞きいたします。

品川区は、平成29年10月26日から、まちを元気にする、まち歩き観光アプリ「ココシル品川」の運用を開始いたしました。このアプリは、新しくなったしながわ百景や区内の有名スポットをAR、拡張現実で紹介していくアプリです。ARでよく知られているアプリにはポケモンGOがあります。品川区のホームページからですが、しながわ百景のほか、観光スポット、文化財、ロケ地など12のツアーコースや七福神をめぐるスタンプラリーを楽しみながらまち歩きができますとのこと。また、中国語、韓国語、英語への翻訳にも対応していて、外国からのお客様の有効な案内アプリです。

このアプリでは全国の観光地の紹介もあり、これから広がっていくアプリだと考えます。このアプリ内で防災、天候、交通情報を発信している地域もあります。品川区としても発災時に情報発信の一手段として利用してはとありますが、いかがでしょうか。また、来年に迫ったオリンピック・パラリンピックの道案内アプリとして利用し、品川区で開催されるビーチバレー、ホッケー、応援競技であるブラインドサッカーの速報チャンネルなどに利用してはいかがと考えますが、ご意見をお聞かせください。若者はすぐに使いこなせると考えますが、高齢者の方々には講習会等開催をして、使いこなせるような工夫も必要と考えます。有効に使っていき、区民が皆使えるアプリにしていっていただきたいと思っております。お考えをお聞かせください。

次に、品川区の環境保全活動についてお聞きいたします。

2020東京オリンピック・パラリンピックのサーフィン会場となる千葉県一宮町では、プラスチックごみによる海洋汚染を軽減するために国連が取り組んでいる環境保護活動、クリーン・シーへの参加を発表いたしました。クリーン・シーは、国連が平成17年2月から世界に呼びかけ、50か国以上が現在参加を表明している活動です。一宮町によりますと、平成30年6月に参加を表明した国際オリンピック委員会（IOC）の誘いを受けて参加を決めたそうです。一宮町は、IOCから日本国内の組織では初めての参加だと連絡を受けたとのこと。

また、レジ袋削減のため、一宮町は平成31年度に買い物用エコバッグを全世帯に配布し、小中学校で環境問題に詳しい専門家による講演会を開き、海洋汚染防止を学ぶ機会を設けると聞いております。また、これまで取り組んできた海岸の清掃活動や水質保全のための家庭用の水切りごみ袋の配布も続ける取り組みをしております。

質問をいたします。品川区では、しながわECOフェスティバル、SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト等に取り組んでいますが、来年には品川区でもオリンピック競技が開催されます。外国の方々品川区に訪れる中、諸外国、国内、区民に対してどのように環境保全啓発を行っていくのかお知らせください。また、環境情報活動センターの現状と今後の展開をお知らせください。

私も、2016年まで旗台小学校における家庭教育学級で、環境教育として海の環境保全について、そして屋上のプールでのサーフィン教室を通じて講演をしてきました。品川区としては、学校における環境保全学習として、市民科での地球環境問題、ごみ問題の学習に取り組んでいます。次世代を担う子どもたちに地球温暖化問題を正しく理解してもらうための環境保全学習は大変重要と考えます。現在の取り組み、今後の学校教育における環境保全教育の展開をお知らせください。

これで私の一般質問を終了いたします。ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、環境保全活動についてお答えを申し上げます。

初めに、環境保全啓発についてですが、環境にかかわる課題は世界規模で共有するものが多く、啓発の手法もさまざまですが、区では、その1つとして、江戸の知恵である打ち水を利用した啓発を行っております。今年度はスポーツ交流で来日したポートランド市の中学生へ区の職員が打ち水について説明し、実際に体験してもらったところがございます。打ち水の効果は限定的ではありますが、誰もが容易に体験でき、環境について考える機会を持ってもらう方法であることから、今後も継続して実施してまいります。また、しながわECOフェスティバルでは、外国人への対応として、英字広報紙による開催周知とあわせて、来場者へはタブレットによる多言語対応を行っております。区といたしましては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、国内外の来訪者に対し、環境保全の重要性や区の取り組みを周知する方法として、区が設置するホスピタリティハウスを活用するなどの検討を進めてまいります。

次に、環境情報活動センターについてですが、こみゅにていぶらぎ八潮を拠点に、昨年度は33回の環境学習講座を開催し、約1,000名の区民の皆さんが受講されました。水辺の生き物をテーマとした講座など応募人数が募集人数を大きく上回るものも多く、今後の展開につきましては、区民の皆さんの興味や関心を引く八潮の立地を生かした飽きのこない講座を開催してまいります。

また、区では、環境意識の啓発や情報発信拠点として、戸越公園内に新たな環境学習施設の検討を進めております。従来からのセンターの機能はしっかりと引き継ぎ、新たに体験型の常設展示を導入するなど、区民の皆さんにとってよりわかりやすく環境保全活動へのきっかけにつながる施設となるよう検討してまいります。

次に、学校教育における環境保全教育についてですが、各学校では、議員ご指摘の市民科での学習のほか、6年生社会科で地球温暖化問題について、9年生理科で自然環境の保全について学び、環境問題に関する正しい理解を図っております。また、清掃工場の見学等さまざまに工夫した学習を進めております。今後は新たな施設の活用も含め、さらなる学習活動の充実を図ってまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えをさせていただきます。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、配偶者によるドメスティックバイオレンスについてのご質問にお答えします。

子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうドメスティックバイオレンスは、子どもに対する心理的虐待に該当します。児童虐待につきましては、庁内関係部署はもとより、東京都品川児童相談所、警察などの関係機関と連携して対応するとともに、さまざまな子育て支援事業を着実に実施し、児童虐待の発生予防に全力で取り組んでおります。平成31年度からは子育てネウボラ相談員を増員し、より相談しやすい環境を整備するほか、児童相談所の開設、子ども家庭支援センターの機能の再構築と強化を進め

ることにより、区内の子どもたちの健やかな育ちを守るための相談体制を充実させてまいります。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、スクールゾーンについてお答えいたします。

まず、スクールゾーンの入り口の安全についてですが、区としても運転者への意識の啓発は重要であると考えています。現在、各学校では、交差点などの安全への配慮が必要な箇所を優先して交通安全の誘導員を配置しているところがございます。入り口などへのさらなる配置や方法などにつきましては、校長会とも協議し、研究してまいります。

次に、自転車利用のマナーの向上についてですが、区では現在、スタントマンを活用した自転車安全教室や自転車安全利用キャンペーンなどさまざまな機会を捉え、警察と連携し行っております。引き続き安全な自転車利用の啓発も含め、スクールゾーンの安全・安心の確保に向け取り組んでまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、タワーマンションの発災時の在宅避難についてお答えいたします。

データ改ざんされたダンパーを使用しているタワーマンションへの対応につきましては、既にダンパーの性能認定をした国土交通省による全製造業者への調査が完了しており、現在、製造業者の責任において第三者機関による対象建築物の構造安全性の検証作業が行われているとのこととございます。作業が済み次第、ダンパーが使用された建物に対し対応を行うとのこととしております。検証作業の完了時期についてはいまだ示されておりませんが、区としましては、国と連携し、検証作業を踏まえた速やかな是正が行われるよう、製造業者を指導してまいります。

次に、避難についてですが、区では、在宅避難を基本としてマンションの防災対策を進めておりますが、何らかの事情により自宅での避難生活が困難になった際には、ちゅうちょなく避難所へ避難していただきたいと考えております。また、多くの避難者により区民避難所での混乱が予想される場合には、補完避難所を開設するなどの対策をとってまいります。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、聴覚障害者支援についてお答えします。

聴覚障害者への情報保障やコミュニケーション支援は、重要と認識しております。今回試験導入したビデオ通話型手話通訳サービスはインターネット電話を活用したもので、区が今年度より開始した社会貢献製品支援事業に認定された区内企業が実施しているサービスです。聴覚障害者の方にご利用いただいたところ好評であったことから、試験導入期間を年度内に延長し、4月から本格運用を開始します。さらに、出先施設やイベントなどでもご利用いただける貸し出し用機器も用意いたします。今後、手話フォンも含めてどのような方法が使いやすいかなどについて、当事者の意見を聞きながら支援の充実を図ってまいります。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、わ！しながわ巡りアプリ（ココシル品川）についてお答えいたします。

ココシル品川は、地図と映像を組み合わせて、楽しみながら地域めぐりができるアプリです。議員ご提案の発災時の情報発信やオリンピック・パラリンピックにかかわる活用につきましては、このアプリの特性を生かし、他自治体での活用事例や技術的な課題などを分析し、今後積極的に検討を進めてまいります。また、ご高齢の方にもこのアプリを広くご利用いただけるよう、まち歩きイベントなどで直接操

作方法をご案内したり、地域センターなど福祉施設でごらんいただけるデジタルサイネージやケーブルテレビ番組なども活用し、さらなるPRに努めてまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で、高橋伸明君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時22分休憩

○午後2時40分開議

○副議長（こんの孝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

松永よしひろ君。

[松永よしひろ君登壇]

○松永よしひろ君 国民民主党・無所属クラブを代表し、一般質問を行います。

まず初めに、品川区における人口増加による環境の変化について伺います。品川区では、今年1月1日現在、総人口が39万4,700人に達しています。その内訳を見たときに注目すべきこととして、外国人が1万3,042人、65歳以上の人口が8万1,680人となっており、これらのグループの人口は、ともに年々増加する傾向にあります。また、本区においては、ことし1月に長期基本計画策定委員会を設置し、今後の品川区の人口に関する調査研究が行われております。初回の委員会においては、区長の諮問を受け、人口推移について議論が交わされました。三菱UFJリサーチ&コンサルティングにより、本区の将来人口は、2044年には44万7,884人まで増加すると予測の説明がありました。

このように、日本全体における人口減少の傾向とは異なり、本区においては将来にわたる継続的な人口増加が予想されます。この品川区ならではの人口動態を踏まえて、区としても今後大きく変わる環境の変化に対して万全の対応を期さなければならないと考えるものであります。このような問題意識のもと、私は本日、人口増加に関する課題やその対策、これを踏まえた福祉政策の強化推進、犯罪対策や家族の問題への対応、さらに本区の防災力の向上について伺います。

初めに、人口増加に関する課題やその対策についてです。

高齢者と並び、近年の政策の課題となっている外国人について伺います。先ほど申し上げましたとおり、本区においても外国人の増加が継続的に増えておりますが、そうした方々との共生社会の実現が自治体の政策課題となっております。本区の場合は、昨年の入管法改正のときに話題になったような特定技能の外国人とは異なり、高度な技術を持った家族を同伴するような訪日外国人が多いことと想定されますが、このことについて区のご認識をお聞かせください。

次に、大きな壁になっている言葉の問題についてです。日本語の教育についてはさまざまなレベルで行われているものと思いますが、区政に関する大切な話、命にかかわる防災や救命救急の話などについては通訳も必要だと考えます。こういった言葉の壁に対する区のお考えや取り組みについて、あわせて伺います。

関連して、商店街では、外国人の方と少しでも会話ができるように英語の勉強をされています。しかし、英語以外に話される外国人も多いのが事実です。特に観光客の方々に対しては、通訳機などの対応も有効であると考えます。また、通訳機を活用することによって、日本に対して親しみを持ってもらえるということがあるようです。こういったことを踏まえれば、必要とされている方に対して通訳機の

導入を行うことは、品川区や日本のイメージを高めるにはよい施策と考え、要望いたしますが、いかがでしょうか。

また、訪日外国人の観光客の方々に品川色を宣伝するためには、品川の伝統工芸品や中小企業の技術、ブランド品などを売り込むことが有効だと考えます。そこで、地域版コルベール委員会というものを提唱し、地域ブランドの販売促進を行うことを提案します。私としては、品川の伝統工芸品や技術の積極的な宣伝が品川の地域ブランドを推進するということで大事であると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、外国人との共生社会のあり方について伺います。外国人との共生社会のあり方は、今後、福祉施策、家族の問題、防災の問題を考える土台になるものであります。私は、区としての総合的な共生社会のあり方のマイスタープランや考え方を明確に示していくべきではないかと考えるのですが、区においてはどのような検討をされているのでしょうか。ご検討の現状をご説明ください。

次に、外国人の家族も含めた家族の問題と人口増加についてです。総務省が本年1月31日に発表した2018年の住民基本台帳に基づく人口移動報告書によりますと、東京都内への転入超過数は17年比9%増の7万9,844人となっております。恐らく職住近接志向がより高まっており、依然として都心部への人口流入が続いているのではないかと考えられます。この人口増加に対応するため、教育や交通といった社会インフラの整備が引き続き大きな課題となっております。また、本区におきましても家族世帯を中心にした転入者が多く、5,958人と転入超過数となっております。公立学校での受け入れ確保が重要課題の1つとなっております。

そこで、公立学校の受け入れ態勢と学校選択制の関係について伺います。本区では、学校選択制を採用しておりますが、このような人口増加の現状を見ますと、将来、旧来の学区域の児童が学区域の学校に行けなくなってしまうおそれがあると考えます。既に本来兄弟枠の制度があり、兄や姉のいる学校に行けるはずの子どもが兄や姉の学校に入れられないという状況が生じていると聞いています。このような現状を踏まえて、今後、学区域内の近くの学校に子どもが引き続き行けるようにできるのか、そのためにどのような対策が必要と考えているのか、区の考えとこれまでの対応を伺います。

また、未就学の子どもたちに関しましては、幼稚園、保育園がきちんと整備されているかが問題となります。これに関連して私が考えるのが、国においても長年議論されながら実現しないこの幼保一元化であります。他方で、自治体においては、現行の枠組みのもとで実質的に実現しているところがあるように聞いております。この幼保一元化の問題について、本区での現状の取り組み、考え方、課題について伺います。あわせて、先週、保育園の最新入園数が明らかになったものと思いますが、その数と今後の見通しについてご説明ください。

そして、こういった幼稚園や保育園の強化の問題を考える際に1つ課題となるのが、その具体的な施設の設置についてです。スタッフの方々の問題も重要ではありますが、本日は、これと並ぶもう1つの課題、場所の問題について伺います。この際私が考えるのが、近年問題となっている空き家との関係です。空き家問題については、区も重点課題として、平成28年から品川都市整備公社を通じた調査など取り組んでこられておりと承知しております。この空き家のスペースの活用については課題となっているようです。これを保育園、幼稚園に活用することが1つの方策として考えられると思いますが、いかがでしょうか。また、現在の空き家と断定できる場所は幾つあるのでしょうか。そして、空き家の利活用について実績はあったのでしょうか、伺います。

また、空き家ということでは、本区についてはマンション空き家問題もあります。マンション空き家については管理組合が機能せず、基礎的な修繕ができない物件が水面下で増加していると伺っておりま

す。空き家増加が管理不全をもたらし、さらに空き家が増えるという負のスパイラルを食いとめるべきなのですが、これは容易ではありません。管理組合がないマンションについては、基本的には組合をつくってもらうということのようですが、区政の課題となるのは要請して組合をつくっていただけるようなマンションではなく、要請してもつくっていただけないようなマンションであります。そういったマンションについて自治体として総合的な対策を考える必要があると考えます。これについて、まず本区における管理組合のないマンションの数などの現状、これに対するこれまでの取り組みについて伺います。そして、これについては東京都のほうでも対応を行うようですが、こういった都や国の検討の状況についてもお知らせください。

また、マンション空き家に関しては、民間の手法や、場合によっては民間企業の参加を得て対応することが有効という意見がありますが、こういった民間の手法に関して、区としてはどのようにお考えでしょうか。この問題については私もまだ勉強中ではありますが、現在、タワーマンションを含め数多くのマンションが建ちつつある品川区として、ますます重要な問題になるものと考えます。私も今後とも勉強し、議論していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、人口増加に関連して大きな課題と考える福祉政策の強化、推進について伺います。

人口が増えると、当然これに対応できる医者、看護師の体制の整備が欠かせません。こういった医療の根幹を支える体制の整備について、現状と取り組みをお知らせください。

続きまして、育児と介護の支援体制です。待機児童の解消、特養の整備、在宅介護の支援など政策のメニューは多岐にわたり、本区も取り組みの実績を上げてきたものと承知しております。しかし、これだけの人口増加が続くと、従来の対応の計画だけで十分なのか、大丈夫なのか心配になります。こういった人口増加を見越した対応について区ではどのようにお考えでしょうか。

続いて、外国人に対する支援体制についてです。先ほども少しお伺いしましたが、外国人については言葉の問題を含め特別な注意を払い、支援体制をつくる必要があると考えます。特に命にかかわる医療や大切な家族に係る育児や介護の問題については、特に重要と思っております。外国人の支援体制について、区の支援体制と考え方について伺います。

次に、家族の問題についてです。家族の問題は、たくさんの課題を抱えていると考えます。私が特に申し上げたいのが、DVやデートDVの問題です。また、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう、いわゆる面前DVは、子どもに対する心理的虐待に該当します。今回は、DV問題に関連して児童虐待についてお尋ねします。不幸にも命を落とされた野田氏の女の子、心愛さんについては、本当に心が締めつけられる問題であります。

こういった問題の再発を防ぐために、DV問題は本当に真剣に取り組まなければなりません。また、本区でも区立児童相談所の開設が予定されており、開設に当たっては教育と福祉の連携、警察や弁護士との連携といった課題があると考えます。心理的虐待は面前DVに限りませんが、品川区を取り巻く心理的虐待の現状と児童相談所の開設に当たっての今後の検討状況を伺います。

次に、防災についてです。昨年は集中豪雨、地震など自然災害が多く発生し、多くの方々が犠牲者となりました。心よりご冥福をお祈りいたします。こういった自然災害に対しては、体制の整備が重要です。私自身、消防団の一員として地域の防災体制にかかわっており、防災訓練にも参加してきたところです。ここで、私が考えるのが防災訓練の充実です。

先月の建設委員会でも防災訓練について議論をさせていただきましたが、その際に感じたのは、地域による訓練の実質内容の差です。詳細の説明はこの場では避けませんが、地域により非常に充実したとこ

ろがあり、ペットの同行避難場所の確認も行うなど熱心に行っているところもあれば、DVDの視聴に終わるところもあるようです。

私は、防災訓練は地味ながらも自然災害対策の核になるものであり、これを充実させることが、自然災害をはじめ、さまざまな事件・事故への対応の体制を整えることになると考えております。他方で、防災訓練は町会・自治会が主体になるものです。上からやらされるといったやり方ではなかなか物事が進まないと思います。区と町会・自治会がパートナーとして協働し、区としてもできる限りの支援をしながら区民に情報を提供し、区民の方々に必要性を自ら認識していただくことが必須だと思うのです。このために区としてどのような情報の提供をやられてきたのでしょうか、伺います。

また、そういった取り組みの中で地域によって差が出ていることについて、その原因をどのように分析されているのでしょうか。また、他の自治体の中でより防災計画が有効に機能している自治体があるのでしょうか。そういったところから学ぶということが必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、ペットとの同行避難について、実際ペットと一緒に避難する同行避難訓練が行われた実績はありましたでしょうか。そして、行われていなければ、なぜ行うことができないのか、その理由についてあわせて伺います。

加えて、私が思うのが、防災訓練を区内各地域一斉に行うことのよしあしです。現状では同時に防災訓練を一斉に行うので、実際の訓練の際には防災課の課員ではないような区の職員の方、教育委員会の方、商工関係の方など、そうした職員の方が避難所に来られて対応しております。いかに個々の職員に熱意があっても、担当の職員でない方が対応を行うことには限度があると考えます。

ここで思うのですが、なぜ区内一斉に同じ日に訓練を行うのかということですが、地域ごとに訓練日を分けて行えば、区職員の負担も軽減され、他地域での教訓を参考にできる機会も多くなるでしょう。他方で、一斉に訓練を行うメリットというものはあまり思い浮かびません。このように区の防災体制に寄り添った柔軟な訓練の実施というものが必要ではないかと考えますが、区の考えはいかがでしょうか。

関連して、先ほどより議論してきた外国人の方々についてです。既に本区では外国人の方々に日本語講座を開催されていると思いますが、地震や豪雨などの際に支援に回ることができる外国人住民の育成も重要と考えます。そこで質問いたします。昨年行われました避難所訓練では、外国人の方はどのくらい参加されたのでしょうか。また、言葉の壁をどのように乗り越えていかれたのでしょうか。そして、言葉が通じても避難についての情報がわからない方も多くおられると考えますが、今後の対応もあわせて伺います。

外国人が日本語能力を高めるだけでなく、防災の知識を習得しておけば、自分の身を守るだけでなく、災害時には同じ母国の外国人を助けることができると考えます。支援される側から支援する側に変えることが今後必要だと考えます。そこで、私は一緒に支え合える地域社会をつくり上げることが重要だと考え、ぜひ日本語教室に防災知識が身につけられるような講座も開催していただければと思うのですが、いかがでしょうか。区の見解をお伺いします。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、人口増加による課題に関するご質問のうち、外国人との共生社会についてお答えを申し上げます。

初めに、区在住外国人の在留資格ですが、平成30年で区と国を比較いたしますと、機械工学等の技術者、通訳等の在留資格である技術・人文知識・国際業務が区14.0%に対し国7.4%、家族滞在が区が

10.7%に対し国6.5%である一方、技能実習は区1.3%に対し国10.7%となっており、区においては、技術を要する区分の資格が多くなっております。

次に、言語についてですが、外国人の方の快適な滞在や安定した生活のためには、的確なコミュニケーションの確保が欠かせません。こうしたことから、区では多言語による観光案内や区役所窓口におけるタブレット端末を通じた通訳サービスなどに取り組んでおります。また、都の防災語学ボランティアの方の訓練への参加や、消防庁においても訪日外国人のための救急車利用ガイドの配布などを行っていると考えております。

しかしながら、区内には100を超える国の方が住んでいるなど、多言語化の限界も否定できません。このため区では、外国人が理解しやすい易しい日本語講座を日本人の区民などを対象に来年度から実施する予定です。この易しい日本語は、「食料品」を「食べ物」などの言葉に言いかえるもので、国立国語研究所の調査によれば、定住外国人の62.6%が平易な日本語を理解でき、日常生活や防災対応などにおいて意思の疎通ができるとされております。

次に、通訳機の導入についてですが、来訪者の増加が著しい北品川商店街では、今年度、区の助成も活用して通訳機を導入し、「話しかけるだけなので使い方が簡単」など大変好評を得ているところであります。引き続きこれらの取り組みを進めてまいります。

また、地域ブランドの推進につきましては、品川伝統工芸職人で組織する「品川職人組」では、培われた技術や製品をより多くの人に伝える活動を行っており、区といたしましても、「伝統の技と味しながわ展」などを通じ、支援をしてきたところであります。こうした伝統工芸品をはじめ、区内企業の「メイドイン品川」認定製品なども含め、区のシティプロモーションとも連携を図りながら、さらに魅力の発信に努めてまいります。

次に、計画についてですが、基本構想の理念の1つとして、「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」を掲げているとおり、多文化共生推進は重要であると認識しております。今後の国の方針や動向、ことし4月からの入国管理法改正に伴う区への影響なども注視しながら、引き続き長期基本計画の中で示してまいりたいと考えております。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

[子ども未来部長福島進君登壇]

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、入学、入園等のご質問にお答えします。

就学人口の増加による学校での受け入れ態勢についてですが、これまで学区域内の児童・生徒数が学校の受け入れ枠を超える状況が生じた場合でも、不足する教室を施設改修等により確保したり、施設の老朽度合い等によっては校舎改築を行ったりするなどして、受け入れ態勢を整えてきました。今後も、学校選択で希望がかなわなかった場合でも、全ての児童・生徒を学区域内の学校で必ず受け入れてまいります。

次に、幼稚園、保育園の一元化と入園状況等についてですが、品川区の幼保一体施設はゼロ歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行うことを目的に整備し、平成31年4月から6施設となります。課題としては、国が定める幼保連携型認定こども園への移行と考えておりますが、保育教諭の任用制度等を23区として整備する必要があるため、その動きを注視している状況です。

保育園の4月一次の入園者数は2,598件で、今後も保育需要は増加すると見込んでおり、引き続き認可保育園の開設等に取り組んでまいります。

次に、家族の問題、心理的虐待の現状ですが、品川児童相談所と品川区の合計で、平成29年度は約

300件を受け付けています。また、関連機関との連携といった課題を含め、児童相談所開設後における区の児童相談行政のあり方については現在検討中です。国の指針や他自治体の例なども参考にしながら、区内の子どもたちの健やかな育ちを守るための体制を構築してまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、空き家対策についてお答えいたします。

区内の空き家は、昨年末時点で793件を確認しております。区では、空き家の所有者等からホットラインや相談会に寄せられた活用の意向を踏まえ、庁内各課や大学などとのマッチングに取り組んでまいりましたが、賃貸期間や家賃設定など双方の意向が整わず、現在実績はございません。なお、ご提案のありました保育園の開設の際の空き家活用につきましては、耐震基準や避難経路等課題が多いことから難しいと考えておりますが、引き続き民間活用も含めた空き家の有効活用について取り組んでまいります。

また、マンションの空き室の数についてですが、具体的な数を把握しておりませんが、平成28年度に区で実施した実態調査では、1年以上管理組合総会の行われていないマンションの割合は約9%と確認しております。この結果を受け、平成29年度からマンション管理士や弁護士による相談体制の拡充を行い、適正な管理を支援しているところです。

また、国や都の取り組み状況についてですが、国は平成28年にマンションの管理の適正化に関する指針を策定し、また、東京都ではマンションの適正な管理の促進に関する条例の制定が進められています。区としては今後国や都と連携し、管理組合のないマンションへのアドバイザー派遣等による組合設立や運営に対する支援を進めてまいります。

なお、マンションの空き室についてですが、空き室の増加はマンションの管理不全を引き起こす可能性があることから、区といたしましては、マンション管理士、マンション管理業者、分譲事業者等の協力を得ながら、マンションの適正な管理の促進に取り組んでまいります。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、福祉政策の推進についてお答えします。

まず、医療体制についてです。現在、厚生省は、医療従事者の需給に関する検討会により、医師の偏在状況を数値化して把握しており、都道府県は医師確保計画を策定し、人材確保策を進めることになっております。また、外国人に対しては、厚生労働省の訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会により、重症例、軽症例のそれぞれの患者の受け入れ可能な医療機関リストを作成し、今後、外国人への情報提供の仕組みなどを議論していくことになっております。

次に、高齢者の支援については、3年ごとに人口の推移や介護サービス料および費用等の見込みを立て、介護保険事業計画を策定しています。今後の対策としては、現在進めている地域包括ケアの体制を強化し、元気高齢者、自立支援高齢者、要介護高齢者に対応した適切な支援やサービス提供を行ってまいります。また、待機児童対策については、乳幼児人口の増加を想定した子ども・子育て支援事業計画をもとに実施してまいります。

最後に、外国人への支援については、介護保険の対象となるのは日本に在留した外国人であるため、これまでの事例では、本人、家族または知人が日本語を話すことにより、特に問題となつてこなかったのが実態です。今後も、引き続き介護現場の状況や在留外国人人口の推移等に注視してまいります。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、防災訓練についてお答えします。

初めに、防災訓練に関する情報の提供についてですが、区から防災区民組織に対し、訓練事例集の配布や、区職員によるアドバイスを行ってまいりました。訓練に対する取り組みの地域間の差は、地域ごとの被害様相の違いや防災意識、あるいは訓練担当者の経験、知識の差によるものと考えています。他の自治体から学ぶことについては、それぞれの地域特性があることから、必要に応じ参考にしてまいります。

次に、ペットの同行避難についてですが、一部にペットを意識した訓練はありましたが、実際にペットを同行しての訓練はありませんでした。その理由は、現時点においてペットの同行避難に対する重要性の認識が不足していることや、各避難所における具体的なルールづくりが進んでいなかったことにあると考えております。

次に、区内一斉防災訓練についてですが、大地震の発生を想定し、同日同時刻に区内のさまざまな場所ですさまざまな人がそれぞれの立場に基づく活動を訓練しています。これにより、実際の状況を体験できるとともに、区全体の防災意識の高揚につながるものと考えています。また、大地震発生時、防災課職員は災害対策本部の活動に従事しており、避難所運営に参加することはありません。

次に、外国人の防災訓練についてですが、昨年の区内一斉防災訓練における外国人の参加はありませんでしたが、防災ハンドブックなどの多言語化、多言語対応のアプリや拡声器の活用などにより、意思疎通できるよう対策を進めております。今後も引き続き対策の強化に努めてまいります。日本語教室における防災知識の習得については、既にしながら防災体験館で実施しており、引き続き実施してまいります。

○副議長（この孝子君） 以上で、松永よしひろ君の質問を終わります。

次に、つる伸一郎君。

〔つる伸一郎君登壇〕

○つる伸一郎君 区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

初めに、「非核平和都市品川宣言」についてお尋ねいたします。

品川の海に釣り糸を垂れながら、唯一の戦争被爆国である日本に生きる一人として、戦争の残酷さを痛感した作家・山岡荘八が、戦後最初に雑誌に寄稿したのが「小説・原子爆弾」という短編でした。その次に描いた「徳川家康」第1巻のあとがきには、「新しい哲学によって人間革命がなし遂げられ、その革命された人間によって社会や政治や経済が改められたとき、初めて原子化学は『平和』な時代の人類の文化財に代わっていく」とつづり、「この夢を自著の『徳川家康』に託して、人間革命の可能的限界を描こうとした」と述べています。

「『魂の力』は原子爆弾よりも強い」とはマハトマ・ガンジーの信念ですが、自らの生命や境涯を変革し、自身の心に平和の花を開花させ、さらに、平和の種の植え手として、社会のあらゆる次元で平和構築の主体者となることが、恒久平和確立への前進の一步になると私は確信しています。

そこで、質問の1点目は、非核平和都市品川宣言と平和首長会議との連携についてです。本年私たちは改元のときを迎えますが、平成の元号には、国の内外と天地の平和が達成されるとの意味が込められています。その平成元年が始まった今から30年前の11月9日、ベルリンの壁が崩壊し、対立から平和創出の起点ともなる慶事がありました。

新たな元号元年度中の2020年3月26日に非核平和都市品川宣言は35周年の佳節を迎えます。佳節とはいえ、世界に目を向けると核の脅威や紛争、貧困や飢餓、さらには自然災害による被災など克服すべき課題が山積しています。品川区としても、宣言で高らかにうたう「核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願達

成」のために、世界の平和の起点となる行動を起こす年になることを強く求めるものです。

国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、昨年5月に発表した「軍縮アジェンダ」の中で、「世界の軍事支出が1兆7,000億ドルを超え、人道援助に必要な額の80倍に達しており、各国が自らの安全保障だけを追求すれば、全ての国を脅かす地球規模の安全保障上の不安を生み出してしまおうという矛盾が生まれる」と指摘しています。このような現在の状況が続けば、国連の誰も置き去りにしない地球社会の建設をめざす持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みも停滞しかねません。

こうした状況の中で、品川区は2017年6月、私も副委員長として推進し、総務委員会の総意として求めた平和首長会議に加盟され、会議の目的にある核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起する一翼を担ってこられました。そこで、これまでの宣言事業の取り組み、また平和首長会議との連携施策について改めてお知らせください。

質問の2点目は、「平和の種」の配布と「しながわ平和の花壇」の拡充についてです。宣言事業の啓発として、私は、2017年の第3回定例会において、「平和の種」として花の種を配布し、平和の担い手を意識できる取り組みの推進を提案してきました。いよいよ明年、オリンピック・パラリンピックを契機に、品川区に来訪される方が増えてまいります。過日のプレス発表で「しながわ平和の花壇」の拡充として、花の種子の配布や平和等に関する花を植栽することが示されました。

平和の象徴となる花を生かした取り組みを提案してきた者として、まさに提案が花開いた思いですが、百花繚乱のごとく区内各所に平和を象徴する花が咲き香り、区民や国内外の方の心に平和の実が結実することを期待するものです。さらに、シンボリックに桜や夏にも楽しめる樹木の記念植樹などを通して、国内外の方に品川区の平和への取り組みが根強いことを伝える好機ともなります。そこで、花の種子の配布や花の植栽方法など、どのように展開するのかお知らせください。また、宣言事業のさらなる周知として記念植樹を行ってはいかがでしょうか。

質問の3点目は、35周年記念事業についてです。来年度予算に非核平和都市品川宣言35周年記念事業が計上されました。これまでに35周年記念事業として、東京2020大会と連動した特別展示など、平和の継承者として、児童・生徒、学生など青年世代に語り部ボランティアとして活躍してもらうことなどを提案してきました。平和首長会議に加盟された世界市民の品川としても、東京2020大会を品川区の平和施策を知っていただく好機とすべきです。そこで、周年記念イベントに青年世代の参画をどのように促進されるのでしょうか。また、35周年記念事業の一環として、東京2020大会期間にも各国の方が観覧できるよう、平和施策の特別展示や花火大会を開催してはいかがでしょうか。それぞれご所見をお聞かせください。

次に、「持続可能な開発目標（SDGs）」への品川区の取り組みについてです。

国連の持続可能な開発とは、「将来世代のニーズに応える能力を損ねることなく現在世代のニーズを満たす発展」と定義され、現在世代と将来世代の両方のニーズを満たすことができるように、環境や資源を守りつつ開発を進めることです。目標達成に向け、SDGsの17の目標や169のターゲットを理解することにあわせて、身近な社会問題であるいじめや貧困の課題などの克服や解決がSDGsと結びついているということを知ってもらい、身近なところから具体的な行動を起こしてもらうことが大切です。

そこで、質問の1点目は、品川区のSDGs理解促進についてです。昨年4月、外務省の職員と第1回ジャパンSDGsアワードで外務大臣表彰を受賞されたサラヤ株式会社の社員の方を講師に、教職員を対象とした勉強会が開催されました。SDGsを推進する側が理解を深めるために、今後も継続的に研修を実施していくことが望まれます。

SDGsを理解する研修として、一般社団法人イマココラボが作成したカードゲーム「2030SDGs D」は、楽しみながらSDGsの本質を理解できるとして、自治体や官公庁、教職員の研修や小学校の授業の中で既に活用され、好評を得ています。なぜSDGsが私たちの世界に必要なのか、それがあることによってどんな変化や可能性があるのかなどを、カードに示されたプロジェクト活動を通し、目標を達成できるかどうかを体感的に理解する内容で、ゲーム後の解説と振り返りで個人や地域社会の経験を通して、社会変革に必要な要素についても理解できるようになっています。そこで、こうしたカードゲームを活用したワークショップは、他自治体などの事例からも品川区で導入しても効果があると思いますが、品川区および教育委員会での活用についてお考えをお知らせください。

質問の2点目は、エシカル消費の推進についてです。持続可能な開発目標12には「つくる責任、使う責任」が掲げられ、持続可能な消費と生産のパターンを確保するとあります。私はこれまで、SDGsの17の目標の中でも、私たちの日々の生活に欠かせない買い物、消費行動によってSDGsへの貢献ができることから、エシカル消費は最も取り組みやすい具体的な行動の1つとして、エシカル消費の周知啓発を求めてきました。

エシカルとは、「倫理的な、道徳的な」という意味で、エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した物やサービスを選んで消費することです。具体的には、リサイクルや食品ロスなど環境への配慮、公正な取引や障害者福祉などの人や社会への配慮、地産地消や伝統工芸を支える地域への配慮などが挙げられます。

先日、川崎市で行われた消費者市民社会フォーラムに参加し、エシカル消費について世界の取り組み事例や児童労働の現実のほか、一般社団法人エシカル協会の末吉里花代表理事とEXILEのUSAさんによる食べ物やファッションなどを通じたエシカル消費についての対談を伺いました。

食品ロスのように世界で1年間に売られずに廃棄される衣料品は10億枚に上っており、大量消費や廃棄を前提としたファッション業界に批判が高まっていたとのことです。そうした中で、環境や社会問題に配慮する企業に投資するESG投資の広がりを受け、各欧米ブランド企業も大量廃棄や毛皮の使用をやめるなどの方針転換を図り、企業価値を高めているとのことです。当日USAさんが身につけていた服は「クラウディ」というブランドで、ケニアやガーナを中心とした現地の素材やデザインを取り入れ、縫製工場などでの雇用創出につながっているとのことで、若い世代の方にとってファッションなどを通じたエシカル消費は取り組みやすいと思います。

私も昨年、ボリビアの牧畜民が育てる上質のアルパカ繊維が使われたニットなどを販売し、エシカルファッションを先駆的に取り組んでいる「ザ・イノウエ・ブラザーズ」の井上聡さん、清史さん兄弟とお会いし、エシカル消費についての講演依頼や障害者の工賃向上につながる仕組みづくりなどについて懇談しました。井上兄弟は、「僕たちはファッションの力で世界を変える」の著書のとおり、デザインで付加価値をつけ、チャリティーでは継続できないことでも、皆が価値を得られるビジネススタイルを確立させることで、継続的な支援となる仕組みをめざしています。

そこで、ECOフェスティバルや消費者月間などでエシカル消費のフォーラムやエシカルファッションショーなど、若い世代が取り組みやすくなるようなイベントを開催してはいかがでしょうか。また、区役所内の食堂で提供されるコーヒーや売店の商品に、障害者施策での授産品とあわせて、チョコレートなどフェアトレード商品を扱ってはいかがでしょうか。さらに、品川区のSDGsの取り組みを示すために、区内に大使館のあるザンビア共和国のバナナの茎を原料とした、1500年以上の歴史を誇る日本の越前和紙の技術を応用してつくられたエシカル製品の1つであるバナナペーパーを区職員の名刺や表

彰状などに活用してはいかがでしょうか。それぞれ区のご見解をお知らせください。

次に、オリンピック・パラリンピックの推進についてお尋ねいたします。

昨年11月、国連と東京2020組織委員会は、東京2020大会を通したSDGsの推進協力に関する基本合意書に署名をし、東京2020大会が世界初の本格的なSDGs大会と位置づけられ、相互にとって有益な連携を図り、SDGsの実現に貢献するとのこと。 「誰一人取り残さない」とのSDGsの理念に照らせば、パラリンピックの開催目的の1つに「アクセシブルでインクルーシブな社会の実現に資するレガシーを開催国に残すこと」と掲げられており、今回の合意はその実現に向けても有益です。

そこで、質問の1点目は、コロンビア共和国のボッチャ、パワーリフティングの事前キャンプについてです。これまで私は、コロンビア共和国をはじめ、区内で交流のある各国大使館を通じて、オリンピック・パラリンピックの事前キャンプの誘致を求めてきました。さらに、駐日コロンビア大使館のガブリエル・デュケ前大使、アレハンドロ・ボサダ臨時代理大使との懇談や、コロンビア・パラリンピック委員会をサポートする方との意見交換などを通し、品川区に協力を要請していたことから、来年度予算にコロンビア共和国のパラリンピックのボッチャとパワーリフティングの事前キャンプ誘致が計上されたことを心から歓迎するものです。アクセシブルでインクルーシブな社会の実現に資するレガシーを品川区に残すために、さらに全力で推進をしたいと思います。今後、コロンビアの選手団の受け入れに際しては調印式などが行われると思いますが、あらゆる機会を通じて、子どもたちにとってもレガシーとなるような機会をつくっていくことも大切です。

そこで、調印式に子どもたちの代表を参加させるなど、来日に合わせ、子どもたちをはじめ、区民の方との交流の機会をどのようにつくっていくのでしょうか。また、選手団が品川区で過ごす際には、移動手段、宿泊施設や通訳の確保のほか、区民の皆様も積極的にコミュニケーションが図れるよう、簡易な挨拶などコロンビアの母国語であるスペイン語の周知も必要です。さらに、コロンビア共和国との継続的な交流、ボッチャやパワーリフティングのアスリートに障害者スポーツの普及も含め、両競技の世界大会の開催など、今後の継続的な交流も視野に入れた取り組みも望まれます。それぞれどのように取り組んでいかれるか、区のお考えをお知らせください。

質問の2点目は、ホスピタリティハウスの誘致についてです。ホスピタリティハウスの誘致については、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会をはじめ、議会側からもさまざまな質疑があり、私も、駐日コロンビア大使館をはじめ、区内にある各国大使館との連携を含め誘致を求めてきました。そこで、品川区が想定するホスピタリティハウスの施設や誘致国について現状をお知らせください。

質問の3点目は、子どもたちの競技観戦についてです。東京都によって、都内の全公立私立学校、高校や特別支援学校を対象に、東京都オリンピック・パラリンピック教育の集大成として、希望した学校は学校連携観戦プログラムとして、学校単位で直接観戦する機会が提供されます。都は、区市町村の教育委員会を通して観戦チケットの意向調査を実施しており、就学前の子どもたちは年齢や体力の考慮も図る必要もあると思いますが、品川としても、区内開催競技であるビーチバレー、ホッケー、そして応援協議であるブラインドサッカーをはじめ、来年度事前キャンプ誘致が予定されているボッチャやパワーリフティングなどの観戦ができることが望まれます。

特にオリンピック・パラリンピックともに夏の開催であり、競技観戦に際しては万全な暑さ対策も求められます。また、パラリンピックについては、8月25日から9月6日までが開催期間であり、2学期が始まっている時期も含まれますが、競技が観戦できるような配慮も必要です。そこで、子どもたちの競技観戦について区のお考えをお聞かせください。また、今回東京都が設定した対象には公私立保育園、

認定こども園は含まれていません。子どもたちへの夢のバトンタッチとの考えに照らし、区としての考えをお聞かせください。

次に、健康・福祉都市品川についてお尋ねいたします。

本年10月から現役世代を社会保障の対象として位置づけ直し、幼児教育・保育の無償化など全世代型の社会保障がスタートします。2040年問題として、高齢者人口が2040年ごろにピークを迎え、社会保障給付費が190兆円と現在の1.6倍になるとの試算や、社会保険料や税を納め、制度を支える現役世代が2割以上も減少する中で、子育て世帯など現役世代への支援を充実させ、負担軽減を図り、全世代を支える社会保障となります。今後持続可能な安定した社会保障制度とするために、健康寿命の延伸で高齢世代の方もお互いに支え合う担い手となっていただくことも重要です。

そこで、質問の1点目は、しながわ健康ポイント事業の拡充についてです。私は、2013年の決算特別委員会をはじめ、健康寿命の延伸のために健康対策に取り組むきっかけづくりを繰り返し求めてきたことから、昨年11月よりスタートしたしながわ健康ポイント事業が実施されたことを大変高く評価しており、地域の方からも好評を得ております。そこで、参加者の声など取り組み状況や普及効果をお知らせください。また、好評の声を受け、来年度の実施に当たり、対象者数や年齢、ポイントが加算される対象事業を拡大してはいかがでしょうか。

質問の2点目は、フレイル対策を通じた保健事業と介護予防の一体的な実施についてです。介護の手前の虚弱状態であるフレイル対策の実施については、2016年の決算特別委員会より繰り返し求めてきました。昨年の第3回定例会でも、フレイルの兆候を自身でチェックできる指輪っかテスト、栄養や口腔、運動、社会性などの4分野の質問に答えるイレブン・チェックの実施や、フレイルサポーターの養成など、フレイル対策を前面に打ち出した取り組みを提案しました。先月には、健康づくり推進協議会の研修会において、健康づくり推進委員の方が、既存の取り組みに反映させることなどを目的にフレイル対策を研さんされたと同い、対策が強化されることが期待されます。

昨年、厚生労働省の有識者会議では、介護予防の通いの場で健康相談など医療保険の保健事業を展開するなど、医療と介護の連携を強めることを柱に報告書がまとめられ、フレイル対策の強化が求められていることから、来年度、品川区でも後期高齢者歯科健診の中で口腔フレイル検査が盛り込まれたことを高く評価いたします。そこで、口腔フレイル検査の内容と実施に当たっての歯科医師会等との連携についてお知らせください。また、健康づくり推進委員の新たな取り組みを含め、フレイル対策を通じた保健事業と介護予防の一体的な実施をどのように取り組むのか、お知らせください。

次に、いつまでも住み続けられる品川区についてお尋ねいたします。

住宅に困窮する方の住まいの確保は、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度など福祉施策の中核であり、一層の充実が求められます。そこで、質問の1点目は、高齢者住宅生活支援サービスの拡充についてです。昨年8月から区議会公明党として推進してきた高齢者住宅生活支援サービスがスタートしました。いつまでも品川区で暮らし続けたいと高齢者の思いに応えるための重要なサービスであり、導入年度ではありますが、さまざまな課題を抽出しながら、より一層の改善が求められます。

昨年の決算特別委員会でも、同サービスの利用を希望しながら活用できなかった方から多く伺った、家財撤去等の預託金が用意できなかったとの声をを受けて、同サービス実施前に既に提案していますが、先行事例を視察した福岡市での預託金の保険料方式の採用を求めました。こうした声を受け、預託金について原則一括払いではありますが、現在は状況によって分割払いも選択できる運用に改善したと同いしました。

そのほか、会派で求めてきた持ち家を手放さざるを得ないケースや公営住宅にお住まいの場合でも困窮することが見込まれる方には、同サービスを活用できるよう求めてきました。そこで、高齢者が安心して住まいを確保できるようより一層の拡充を求めますが、改善点など預託金の保険料方式の導入を含め、お考えをお聞かせください。

質問の2点目は、居住支援協議会についてです。これまで区議会公明党として、住宅確保要配慮者への支援策として居住支援協議会の早期設置を繰り返し求めてきたことから、来年度予算に計上されたことを高く評価いたします。高齢者住宅支援サービス同様協議会が設置され、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者がスムーズに住まいの確保ができることが大切です。そこで、居住支援協議会の設置スケジュールや構成メンバー、相談窓口のほか、住宅確保への支援をどのように拡充していくのかお知らせください。

以上、各理事者の積極的なご答弁を期待して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、非核平和都市品川宣言についてお答えをいたします。

初めに、これまでの宣言事業の取り組みについてですが、昭和60年3月26日に核兵器廃絶と恒久平和確立の思いを込めて宣言を行って以来、32年にわたって被爆地への青少年派遣事業を実施してまいりました。平成15年度以降は、広島、長崎の両都市へと派遣内容を拡充し、次世代に恒久平和の精神の継承を図っております。さらに、品川図書館の「平和資料コーナー」常設なども実施しているところであります。

また、平和首長会議との関係におきましては、メールマガジンなどの配信を受けるほか、加盟都市としての活動内容の報告や情報提供を通じ、さらなる取り組みへとつなげていけるよう、連帯の一端を担っております。

次に、「しながわ平和の花壇」事業についてですが、大井町西大井の「平和の誓い」像の周辺などに平和の象徴の花であるカンナを植栽しております。花言葉で「平和」を意味する花はコスモスやパンジーなど数多くあるため、来年度さまざまな花も加え、区民の平和に対する意識の醸成を図っていく考えであります。

また、「平和の種」についてですが、事業に参加された方々が家庭や自宅近隣でも花を育てられるよう、啓発のためのお知らせを添えて花の種子を配布したいと考えております。なお、記念植樹につきましては、適地等について研究してまいります。

最後に、35周年記念事業についてですが、平和の祭典とも言われる東京2020オリンピック・パラリンピックの開催直前の実施となることから、開催地としての機運醸成もあわせて考えております。若い世代にも多く参加いただき、関心を持ってもらえるよう、春休み期間中の土曜日に実施をしております。また、東京2020大会期間における特別展示や花火大会をとのご提案ですが、展示場所の確保等の可能性や他課との連携について検討を行ってまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、SDGs等にかかわるご質問についてお答えいたします。

初めに、SDGsの理解促進についてですが、ご提案のカードゲームを活用することは、他自治体の導入事例を見ましても、楽しみつつ学べるものと捉えており、このような例も踏まえ、効果的な理解促

進の手法について検討してまいります。

また、教育委員会では、一人ひとりの児童・生徒が持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることは重要であると認識しております。今後は、教育委員会主催の研修等において、ご提案のカードゲーム等の教材を紹介するなどの工夫により、教職員のSDGsについての理解を深めてまいります。

次に、エシカル消費についてです。初めに、若い世代へのイベント等についてです。区はこれまでも、ECOフェスティバルにおいて、廃棄した衣類から装飾小物を製作する体験や、再生された衣類によるファッションショーなどで、流通したものを無駄なく最後まで使う持続可能な資源循環の取り組みについて広く紹介してまいりました。若い世代が将来に向けた資源循環社会のより一層の推進について考え、取り組んでもらうことは大変重要なことと考えます。引き続き若い世代が興味を持ち、取り組みやすくなるよう、消費者月間でのPRやイベントの開催など検討してまいります。

最後に、具体的なエシカル製品についてですが、ご提案のコーヒーやチョコレートなどは、社会的責任を果たすメニューや品目として、区の食堂、売店事業者に紹介してまいります。その他ご提案のフェアトレード製品などについても、区としての活用の可能性を研究してまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、オリンピック・パラリンピックの推進についてお答えします。

まず、コロンビア共和国の事前キャンプについてですが、現在、同国のボッチャとパラ・パワーリフティング選手団の事前キャンプについて、調印式や移動手段を含めた詳細を受け入れ支援団体と協議しているところです。受け入れに当たっては、選手と区民の交流イベントなどの開催を検討し、区民がパラスポーツを身近に感じ、大会の機運醸成につながるよう取り組んでまいります。

コロンビア共和国は区内に大使館があり、現在もさまざまな交流事業を行っていますが、事前キャンプを契機にさらに文化・スポーツの交流を促進します。また、ボッチャは障害の有無や年齢に関係なく楽しめるスポーツであり、区ではこれまでも体験会等を実施してまいりました。今回受け入れを予定しているボッチャ、パラパワーリフティングを含めて、今後も引き続きパラスポーツの啓発と障害者スポーツの推進に努めてまいります。

次に、ホスピタリティハウスの誘致についてですが、区では、2020大会期間中のにぎわい創出の1つとして、ホスピタリティハウスを設置いたします。具体的には、誘致は1国に絞らず、区内に大使館、領事館のある各国や国内の交流都市に声をかけ、その文化や観光をPRするホスピタリティコーナー、品川区のPRコーナー、イベントステージ、区応援3競技の体験コーナーなどを配置し、区民と来訪者が気軽に集い、交流できるハウスとします。

次に、子どもたちの競技観戦についてですが、教育委員会では、一生に一度しか味わえない東京2020大会での感動体験によって、子どもたち一人ひとりの心と体にその後の人生の糧となるレガシーを残すことが重要であると考えております。そこで、現在、議員ご指摘の種目を中心に5歳以上の全ての幼稚園児、児童・生徒に観戦の機会を提供できるよう東京都と調整しているところです。また、観戦に関しては、暑さ対策や学校行事での実施等、適切に対応できるよう検討してまいります。

一方、東京都の学校連携観戦プログラムは、学校教育法上の小中学校、幼稚園が対象となっており、保育園や認定こども園は含まれておりません。区はこれまでも、通っている施設によって子どもたちに差異が生じないように、本プログラムの対象を保育園、認定こども園へ拡大するよう東京都へ要望してま

いりましたが、今後も引き続き申し入れをしてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、健康施策についてお答えします。

まず、健康ポイント事業についてです。今年度は、40歳以上の区民1,122人に申し込みいただきました。参加者の年齢の内訳は、40歳代が約3割、50歳代から70歳代までは各年代2割前後の割合でした。事業実施により、健康料理教室や食の健康相談、健康大学しながわの公開講座、いきいきウォーキングなど、ポイントが加算される事業の参加者数が増加するなど波及効果が出ています。参加者からは、好意的なものだけでなく、ポイント加算の仕組みがわかりにくいといった声も寄せられており、事業実施後のアンケート結果とあわせて、事業内容の改善に反映させたいと考えております。来年度の事業は、対象者数を2,000人、対象年齢は20歳からへ拡大する予定で準備しており、ポイント加算事業についてもより多くの部署から健康関連事業を募集するなど、事業拡大に努めてまいります。

次に、フレイル対策についてです。後期高齢者歯科健診は、一般口腔内診査などの成人歯科健診の項目のほか、そしゃく、嚥下などの口腔機能評価と指輪っかテスト、イレブンチェックを含めたフレイル評価を実施し、誤嚥性肺炎等の予防やフレイル状態の防止につなげることを目的としています。

歯科医療機関において、口腔機能低下や摂食嚥下機能障害への対応とフレイルの説明をしていただき、フレイル評価において要指導、要支援などの方に対して、区から介護予防・日常生活支援総合事業や健康づくり事業につなげていきます。実施に当たり歯科医師会と十分連携を図り、効果的な事業となるよう取り組んでまいります。また、1月の健康づくり推進委員交流研修会に引き続き、4月には総会においてフレイル対策に関する講演会を実施予定であり、今後、健康づくり推進委員事業の中で新たなフレイル対策を担っていただきたいと考えております。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、高齢者の住まいについてお答えいたします。

初めに、高齢者住宅生活支援サービス事業ですが、開始後、課題を分析するとともに、さまざまな声をお聞きし、新年度から対象者の拡大を図る予定です。具体的には、所得制限の撤廃、賃貸借契約更新時への適用、さらに、老朽化が著しく、再建築が困難な持ち家の方、公的住宅にお住まいの方で、家賃が高い場合や建てかえが決まっている場合も対象といたします。

また、サービス契約時に家財処分費相当としてお納めいただく預託金につきましては、原則として一括でのお支払いをお願いしておりますが、収入状況などをお尋ねした上で、ご本人の負担とならないよう分割でのお支払いを可能といたしました。ご提案のありました保険料方式につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、居住支援協議会についてですが、平成31年度に住宅確保要配慮者の住居の実態や住宅の供給状況等の基礎調査を実施するとともに、学識経験者、宅地建物取引業者および社会福祉協議会等を構成メンバーとする品川区居住支援協議会を設立いたします。協議会では、高齢者住宅生活支援サービス事業の実績を踏まえながら、相談窓口のあり方を含め、それぞれの住宅確保要配慮者の特性やニーズに応じた支援策について具体的な議論を進めてまいります。

○つる伸一郎君 それぞれご答弁ありがとうございました。自席より再質問させていただきます。

それぞれ積極的な、前向きなご答弁いただいたというふうを受けとめました。その中で、非核平和都市品川宣言について、「平和の種子」の配布については、平和に関する花言葉のお花、コスモスだとかパンジーを念頭に置いてということでありました。これの配布をしていただく事業なんです、平和に

関することだけではなく、品川区で取り組む各事業というふうにも捉えましたが、このあたりが具体的にどのような場所で配布をされていくのか。平和に関することだけではなく、さまざまな場所で配布をされていくということがいいのかなと思いますので、その辺をもう少し、今現段階で詳しいことがあれば教えていただければと思います。

それと、SDGsに関連してですが、ご答弁いただいて、ECOフェスティバル、また消費者月間等での過去のそうした取り組みも含め、より一層その辺の若い世代へのアプローチというのが非常に大事なのではないかとという観点で質問させていただきました。ちょうど昨日、先ほども本文の中で引用させていただいたクラウドィの代表の方ときのうから3日間、TOCでファッション関係のイベントがありまして、そこで代表とお話をしてきました。既にクラウドィの代表は、東京都のオリンピック・パラリンピック教育の一環として、さまざま各区で講師を務めていらっしゃるということですので、ぜひ僕でよければ活用してくださいというような声もいただきましたので、これについてはそうしたことも含め、ファッションに関連したイベントのお考えが何かあれば、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

そして、オリ・パラについては、ボッチャ、パワーリフティング、事前キャンプ、本当に推進していきたいと思います。さらに、コロンビアはブラインドサッカーも出場が決まったということで聞いております。その辺の連携がこの間の品川区の応援競技と関連して何かしらできないかというところも考えます。

そして、最後の子どもたちの競技の観戦についてですが、東京都への再度の申し入れというふうにありました。お考えというところなので、お聞きしたのが東京都の取り組みに対するお考えという形で聞きましたけれども、公私立保育園、そして認定こども園の子どもたちもぜひ競技観戦を、支援という観点で競技が観戦できる機会をぜひ品川区としてもお考えいただきたいという思いでしたので、そこも含めてご答弁いただければと思います。

その他については、ほかの機会でお聞きしていきたいと思います。

以上です。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、非核平和都市品川宣言の再質問にお答えいたします。

「平和の種」の配布ということでございますけれども、いろいろ区の事業の中では、35周年記念事業以外にも人権に関する事業をやっております。その中で、例えば人権の花活動とかいうところでも考えられますし、その他関連する事業の中でできるだけ配布できるようにしていきたいと思っております。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） つる議員の再質問にお答えいたします。

コロンビアのブラインドサッカーのチームとの交流等を含めてですけれども、品川区はブラインドサッカーを応援競技として非常に重要に考えてございます。そういう中で、3月にもワールドグランプリというものをやってございますので、何かきっかけをつかみましてコロンビアとも交流ができれば、何かしら交流をしたいというふうに考えてございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、エシカル消費についてお答えいたします。

エシカル消費をはじめといたします環境の取り組みの啓発につきましては、先ほど議員からもありました衣類の再生におけるファッションショーといったものは、非常に衣類の再生というものは取り組みやすいもので、また若者にも非常に関心があるというところでは有効な手段かと思っております。また、

それ以外につきましても、環境講演会等も現在区では開催をしているところがございますので、ご提案のありました講師その他を含めまして、さまざまな啓発方法について取り組んでまいります。

○つる伸一郎君 ありがとうございます。

では、改めてごめんなさい。子どもの競技観戦について、東京都に対する考え方という形での聞き方だったかもしれませんが、再度申し入れいただくというふうにご答弁いただきましたけれども、それで都がしっかりと担保していただければいいんですが、公私立保育園、そして認定こども園の子どもたちもそうした競技を支援する形で観戦できるような、そのことについての区としての考え方をお聞きしていただきましたので、ご答弁いただければと思います。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 失礼いたしました。つる議員の再々のご質問についてお答えいたします。

子どもたちの観戦プログラムの件でございますけれども、東京都は、今現在では保育園、認定こども園は含まれていないということを再三言ってございます。しかし、私どもは、あらゆるチャンネルを通じまして、東京都には通っている施設によって子どもたちに差異を生じないようにということで再三申し入れています。また、これからも部長会、担当課長会等を通じまして、強く要望してまいりたいと思っております。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、つる伸一郎君の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明22日、本日に引き続き一般質問を行います。

なお、明日の会議は午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時55分散会

議 長	松 澤 利 行
副議長	こんの 孝 子
署名人	渡 部 茂
同	あくつ 広 王